

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年3月22日

【事業年度】 第19期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

【会社名】 K L a b株式会社

【英訳名】 K L a b I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森田 英克

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03 - 5771 - 1100

【事務連絡者氏名】 専務取締役 高田 和幸

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03 - 5771 - 1100

【事務連絡者氏名】 専務取締役 高田 和幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月
売上高 (千円)	21,374,646	20,913,099	19,599,729	26,777,603	32,673,737
経常利益 (千円)	2,564,028	1,919,495	830,452	4,853,644	4,997,997
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失() (千円)	1,793,239	700,457	814,124	3,127,450	2,570,002
包括利益 (千円)	1,754,684	761,095	780,950	3,171,094	2,421,804
純資産額 (千円)	9,075,873	9,867,256	9,130,804	12,568,531	14,466,653
総資産額 (千円)	12,731,335	12,633,172	12,133,520	18,609,993	19,245,204
1株当たり純資産額 (円)	249.71	269.26	248.50	337.21	387.36
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	52.15	19.26	22.26	84.89	69.03
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	50.21	18.86	-	81.34	66.59
自己資本比率 (%)	70.8	77.7	75.1	67.4	75.1
自己資本利益率 (%)	27.6	7.4	8.6	28.9	19.0
株価収益率 (倍)	25.02	41.65	-	21.09	12.04
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,824,592	1,228,239	1,553,387	5,072,964	3,796,214
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	911,549	4,911,692	458,307	3,458,119	5,110,929
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	523,717	14,989	48,922	454,247	704,932
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	7,242,539	3,627,096	4,659,723	6,694,598	4,639,486
従業員数 (名)	813	791	632	510	597
(外、平均臨時雇用者数)	(71)	(41)	(113)	(177)	(287)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は、就業人員(当社グループから社外への出向者を除き、社外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、派遣社員を含む。)は、年間の平均雇用人数(1日8時間換算)を()の外数で記載しております。なお、第17期より契約社員の集計区分を臨時雇用者に変更しており、また、第16期以前の年間平均雇用人数の算定においては1日7時間換算で計算しております。

3. 第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第17期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の状況

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月
売上高 (千円)	20,215,905	19,875,997	19,340,161	26,627,855	32,395,866
経常利益 (千円)	2,858,045	2,180,059	1,367,448	4,850,981	5,164,628
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	1,593,982	820,027	827,200	2,915,026	2,749,159
資本金 (千円)	4,416,095	4,551,472	4,572,322	4,656,225	4,720,530
発行済株式総数 (株)	37,291,500	37,797,600	37,945,500	38,287,600	37,696,200
純資産額 (千円)	8,790,112	9,614,052	8,864,957	12,188,938	14,206,886
総資産額 (千円)	12,374,781	12,260,225	11,696,643	18,186,480	19,212,552
1株当たり純資産額 (円)	242.95	263.32	241.28	327.05	380.42
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	9.00 (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	46.35	22.54	22.62	79.12	73.85
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	44.63	22.08	-	75.82	71.23
自己資本比率 (%)	70.9	78.3	75.6	66.9	73.9
自己資本利益率 (%)	25.3	8.9	9.0	27.7	20.9
株価収益率 (倍)	28.15	35.57	-	22.62	11.25
配当性向 (%)	-	-	-	11.4	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	583 (71)	549 (41)	441 (109)	460 (173)	535 (283)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、派遣社員を含む。)は、年間の平均雇用人数(1日8時間換算)を()の外数で記載しております。なお、第17期より契約社員の集計区分を臨時雇用者に変更しており、また、第16期以前の年間平均雇用人数の算定においては1日7時間換算で計算しております。

3. 第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第17期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第18期の1株当たり配当額9円は特別配当となります。

2 【沿革】

当社は、2000年1月に株式会社サイバードの研究・開発部門として、ケイ・ラボラトリーを発足いたしました。その後、2000年8月に株式会社ケイ・ラボラトリーを設立し、携帯電話向けプログラムの開発を行ってまいりました。

発足以後の当社に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
2000年1月	(株)サイバードの研究・開発部門として、ケイ・ラボラトリーを発足
2000年8月	(株)サイバードを親会社として(株)ケイ・ラボラトリーを設立
2004年11月	商号をKLab(株)に変更 (株)サイバードが保有する当社全株式を(株)USENに譲渡し、(株)USENの連結子会社となる
2007年2月	(株)USENがSBIホールディングス(株)等に当社株式を譲渡し、(株)USENの連結子会社ではなくなる
2009年12月	ソーシャルアプリ提供を目的として、KLabGames(株)を設立し、ソーシャルゲーム「恋してキャバ嬢」サービス開始
2010年8月	経営の効率化を目的としてKLabGames(株)を吸収合併
2011年9月	東京証券取引所マザーズ市場に当社株式を上場
2011年12月	ベンチャー・インキュベーション事業を目的とした子会社KLab Ventures(株)を設立
2012年2月	グローバル市場向けにアプリケーションのパブリッシングを行う子会社KLab Global Pte. Ltd. をシンガポールに設立
2012年4月	アメリカ合衆国においてアプリケーションの企画及びマーケティングを行う子会社KLab America, Inc.を設立
2012年4月	フィリピンにおいてアプリケーション開発事業を行うCYSCORPIONS INC. (KLab Cyscorpions, Inc.) の株式を取得し子会社化
2012年5月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更
2012年9月	メディアインクルーズ(株)を子会社化
2012年11月	中国 上海に可来軟件(上海)有限公司(通称 KLab China Inc.)を設立
2013年11月	SI事業部門及びライセンス事業部門を譲渡
2014年4月	メディアインクルーズ(株)を吸収合併
2015年8月	イベント事業及びライセンス事業を行う子会社KLab Entertainment(株)を設立
2015年10月	ベンチャーキャピタル事業推進のため、KLab Venture Partners(株)を設立
2016年8月	日本食・文化を海外展開する子会社KLab Food&Culture(株)(現 JAPAN FOOD&CULTURE(株))を設立
2017年4月	KLab Cyscorpions, Inc.の全株式を譲渡
2017年7月	(株)アバシーの全株式を取得し、同社及び同社の子会社であるモバイルオンラインゲームの研究&コンサルティング事業を行う(株)スパイススマートを子会社化
2018年3月	KLab Food&Culture(株)の全株式を譲渡

3 【事業の内容】

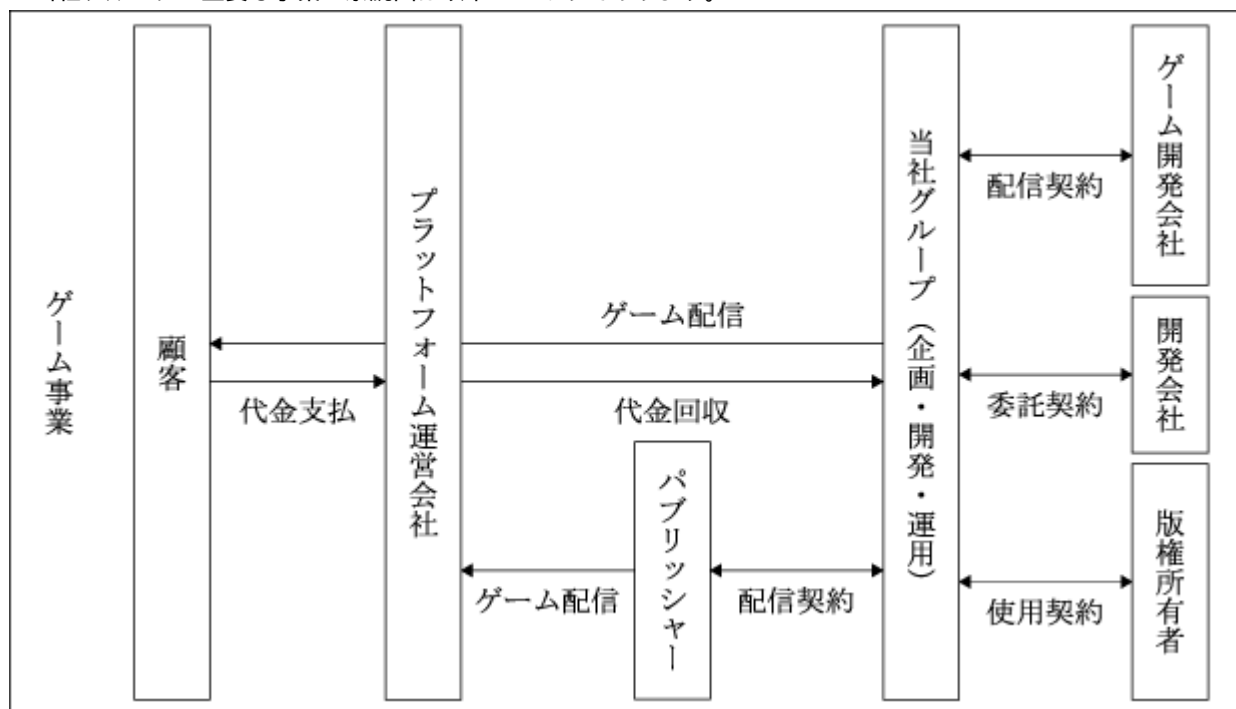
当社グループは、当社、連結子会社6社、持分法適用非連結子会社2社、持分法適用関連会社1社で構成されております。

主要な関係会社の異動については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

当社グループの各事業の内容は以下のとおりであります。

区分	主要な業務の内容	主要なグループ会社
ゲーム事業	スマートフォン向けアプリを中心にモバイルオンラインゲームの企画・開発・運営を行っております。	KLab株式会社 KLab Global Pte.Ltd. KLab America, Inc. 可来軟件(上海)有限公司(KLab China Inc.)
その他	大規模・高負荷対応インフラサービスの提供、ゲームに関するリサーチ業務及びコンサルティング業務	KLab株式会社 KLab Entertainment株式会社 株式会社スパイススマート

当社グループの主要な事業の系統図は以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) KLab Global Pte. Ltd. (注) 3	シンガポール共和国	205千SGD	ゲーム事業	100.0	役員の兼任あり 資金の援助
KLab America, Inc.	アメリカ合衆国 カリフォルニア州	500千USD	ゲーム事業	100.0 〔100.0〕	役員の兼任あり
可来軟件(上海)有限公司 (KLab China Inc.)	中華人民共和国 上海市	1,400千SGD	ゲーム事業	100.0 〔100.0〕	役員の兼任あり 業務委託取引
KLab Entertainment株式会社	東京都港区	100,000千円	その他	100.0	資金の援助
株式会社アバシー	東京都港区	74,188千円	その他	100.0	役員の兼任あり
株式会社スパイスマート	東京都港区	35,000千円	その他	100.0 〔100.0〕	役員の兼任あり
(持分法適用関連会社) SBI-KLab Startup 1号 投資事業有限責任組合 (注) 4	東京都港区	552,500千円	その他	46.9 〔0.7〕	

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 議決権の所有割合の〔 〕内は、間接所有割合で内数であります。
3. 債務超過会社であり、2018年12月31日時点で債務超過額は1,773,461千円となっております。
4. 議決権の所有割合には、当該投資事業有限責任組合に対する出資割合を記載しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2018年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ゲーム事業	597 (287)
その他	
合計	597 (287)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(当社グループから社外への出向者を除き、社外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、派遣社員を含む。)は、年間の平均雇用人数(1日8時間換算)を()の外数で記載しております。
2. 当社グループは、同一の従業員が複数のセグメントに従事しているため、合計で記載しております。
3. 前連結会計年度末に比べ従業員数が87名増加しておりますが、主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2018年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
535 (283)	34歳	4年4ヶ月	5,702,723

セグメントの名称	従業員数(名)
ゲーム事業	535 (283)
その他	
合計	535 (283)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、派遣社員を含む。)は、年間の平均雇用人数(1日8時間換算)を()の外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与を含んでおります。
3. 当社は、同一の従業員が複数のセグメントに従事しているため、合計で記載しております。
4. 前事業年度末に比べ従業員数が75名増加しておりますが、主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、労働組合はありませんが、労使関係は良好であり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループが、現時点で認識している課題は、以下のとおりです。

(1) ヒット率の向上

当社グループの企業価値向上のためには、モバイルオンラインゲームのヒット率を上げ収益を拡大させることが重要であると認識しています。

早い段階からのゲームレビューを繰り返し、ヒットの可能性が低いと判断したゲームは開発を中止し、ヒットの可能性が高いタイトルへ開発リソースを集中させることにより、ヒット率の向上を目指します。

また、人気IPを獲得し、人気IPを用いたゲーム開発を主軸としていきます。自社IPについても、アニメーション、漫画、ライトノベル、音楽などに関連する業界各社と連携し、育成していきます。

現在、当社グループは主にApple Inc.及びGoogle Inc.の2つのプラットフォームを通じてゲームを提供しておりますが、今後、他のプラットフォームや別デバイスへのゲーム提供も検討していきます。

(2) 海外展開

海外では日本の漫画やアニメーションが人気です。日本のゲーム市場の成長率が鈍化しているなか、それらをゲーム化し運用することを得意としている当社グループが収益をより一層拡大させていくためには、日本のゲームを海外にも展開し、ゲーム1タイトルあたりの収益を最大化させることが課題の一つであると認識しています。欧米に加え中東や成長著しい中華圏及び東南アジアへ積極的に事業展開していきます。

(3) マーケティング力のより一層の強化

ユーザーの獲得、ユーザーの復帰、収益の拡大のためには、各ゲームタイトルの広告宣伝が不可欠ですが、一方で広告宣伝費が収益を圧迫する大きな要因となっています。

闇雲に広告宣伝をするのではなく、精密にKPI分析と広告の効果測定を行い、より一層効率的なマーケティングを展開していきます。

(4) 開発のマネジメント

業界全体の傾向として、ゲームのリッチ化や高度化による開発期間の長期化並びに開発費の高騰が大きな課題となっています。その反面、モバイルオンラインゲームの小規模事業者が、ゲーム開発からパブリッシングまでを単体で行うことが困難になってきている現状は、当社グループのビジネス拡大のチャンスと認識しています。

当社はパートナー企業様と共同でゲームを開発するなど、開発費用を分担しリスク分散を図っていきます。

(5) 固定費の変動費化

当社が過去にリリースしたゲームタイトルは、その開発のほとんどを社内リソースで賄っていました。開発費の大半は人件費ですので、開発を内製する場合はそのゲームの売上動向に関わらず、人件費が固定的に発生し続けます。ゲーム売上のボラティリティが高くなってきているのに対し、固定費が高止まりすることは問題であると認識しています。

そこで、外部開発/パブリッシングの推進、内部開発における外部発注や業務委託の多用などにより、外製比率を高め固定費を変動費化することにより、売上のボラティリティへの対応力を高めていきます。

(6) 新技術の活用

当社グループが属するモバイルオンラインゲーム業界は、技術革新が絶え間なく行われているため、継続的に事業を拡大していくためには、様々な新技術を研究開発していく必要があると認識しています。

ゲームタイトル毎に編成されるプロジェクトチームとは別に、研究開発の部署と共通基盤開発の部署を設けて、開発を進めています。

(7) サービスの健全性向上と消費者の安全性確保

業界全体が一体となり利用者が安全かつ安心して利用できる環境を提供し続けていくことが、業界に対する信頼性の向上については業界全体の発展に寄与するものと認識しています。

関係機関や同業他社等と適時適切に連携し、ユーザーが安心して当社グループのサービスを利用できるよう努めていきます。

2 【事業等のリスク】

当社グループが認識している投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当社グループは、これらのリスクを認識した上で、リスク発生の回避及びリスクが発現した場合の対応に努めております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが認識しているものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境等に関するリスク

競合企業の状況について

- ・ 当社グループと同様にモバイルオンラインゲームを提供している企業や新規参入者との競争が激化することにより、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

技術革新への対応について

- ・ インターネット関連分野は新しい技術の開発及びそれに基づく新サービスの開発が日々行われており、変化の激しい業界です。この新しい技術やサービスへの対応が遅れた場合、当社グループの競争力が低下し業績に影響を及ぼす可能性があります。

海外における事業展開について

- ・ 海外においては政治・経済の状況、社会情勢、法令や規制等の予期せぬ変更により、当社グループの想定通りに事業を展開できない可能性があります。
- ・ 外国人の嗜好や消費行動は日本人と大きく異なることがあります。この違いにより海外市場において想定通りに事業を拡大していくことができない可能性があります。
- ・ 海外子会社の財務諸表は現地通貨にて作成されますが、連結財務諸表上は円換算されます。為替相場の変動が、当社グループの業績及び財政状況に影響を与える可能性があります。

Apple Inc.及びGoogle Inc.の動向について

- ・ 当社グループのゲーム事業については、現状Apple Inc.及びGoogle Inc.の2つのプラットフォームへの収益依存が大きく、これらプラットフォームの規約の変更、手数料率等の変更等が行われた場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業運営に関するリスク

ゲームの企画・開発・運営について

- ・ ゲームがヒットしなかった場合や運用中のゲームが計画よりも早く減衰した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

ライセンス契約が関係するサービスについて

- ・ 当社グループのゲームの中には、第三者が権利を保有するキャラクター等についてライセンス契約を締結したうえで使用しているものがあります。何らかの理由によりキャラクター等の使用ができなくなった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

M&A等による成長・拡大について

- ・ 当社グループの事業の成長・拡大を効率的に行うために、国内外を問わずM&Aや業務提携等を検討・実行しております。M&Aの場合は、その対象企業との融合又は提携先との関係構築や強化が計画どおりに進捗しない場合や、提携により当初想定した事業のシナジー効果等が得られない場合、その他何らかの理由により当該提携を解消した場合は、投資に要した資金や時間その他の負担に見合った利益を回収できない可能性があります。

通信ネットワーク・コンピュータシステムについて

- ・ 当社グループが運営するサービスのサーバーが何らかの理由により停止した場合、通信ネットワークやコンピュータシステムの障害、自然災害や事故（社内外の人的要因のものを含む）が発生した場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。
- ・ 当社グループが運営するサービスについて不正行為が発覚した場合、当社サービスへの信頼性やブランドが毀損されることでユーザー離れに繋がる可能性があります。
- ・ 上記対応や問題解決のため、設備投資の前倒しや当初計画よりも大きな費用負担が発生した場合も、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

内部管理体制について

- ・ 事業の拡大や発生したトラブルへの適切な対応のための内部管理体制の構築に不十分な状況が生じる場合には、円滑な事業運営が困難となり、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

情報管理について

- ・ 何らかの理由で重要な情報が外部に漏えいした場合には、当事者への賠償、ビジネス機会の喪失、社会的信頼の失墜等により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 法令・規制、その他コンプライアンスに関するリスク

関連法令・規制について

- ・ 不測の事態等により、関連する法令・規則への抵触が生じた場合、行政処分や罰金の支払い、重要な取引先との取引関係の喪失等により、当社グループの事業及び業績に重大な影響を与える可能性があります。
- ・ 関連する法令や規制の強化、新たな法令等が施行されることにより、当社グループの営む事業が制約を受け、必要な対応のための支出が発生した場合、当社グループの事業や業績に影響を与える可能性があります。

サービスの安全性及び健全性について

- ・ 当社グループのサービスに関して不適切行為が発生した場合、法的責任を問われる可能性があります。
- ・ 法的責任が問われない場合であっても、ブランドイメージの悪化により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。
- ・ 不適切行為への対応のために計画外の支出が発生した場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

第三者との係争について

- ・ ユーザー、取引先、競合企業、その他第三者との予期せぬトラブル・訴訟等が発生した場合、訴訟対応費用の発生やブランドイメージの悪化により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

知的財産権について

- ・ 当社グループは、第三者が保有する知的財産権を侵害しないよう、当社グループ内の確認体制を構築するとともに、必要に応じて弁護士、弁理士等に確認するなど、十分に注意を払っておりますが、当社グループが運営するサービスによる第三者の知的財産権の侵害等が発覚した場合、当該第三者より損害賠償や使用差止め、当該権利使用のための対価の支払を請求される可能性があり、その場合には当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

項目	前連結会計年度 (千円)	当連結会計年度 (千円)	対前期増減率 (%)
売上高	26,777,603	32,673,737	22.0
営業利益	4,891,128	4,995,265	2.1
経常利益	4,853,644	4,997,997	3.0
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,127,450	2,570,002	17.8
総資産	18,609,993	19,245,204	3.4
総負債	6,041,461	4,778,550	20.9
純資産	12,568,531	14,466,653	15.1

セグメント別の業績は、以下のとおりです。

ゲーム事業

項目	前連結会計年度 (千円)	当連結会計年度 (千円)	対前期増減率 (%)
売上高	26,602,289	32,371,012	21.7
セグメント利益	9,503,857	10,441,484	9.9

その他

項目	前連結会計年度 (千円)	当連結会計年度 (千円)	対前期増減率 (%)
売上高	175,313	302,725	72.7
セグメント利益	62,212	107,089	72.1

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ2,055,112千円減少し、4,639,486千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は、3,796,214千円(前連結会計年度は5,072,964千円の獲得)となりました。これは主に税金等調整前当期純利益4,039,935千円、減価償却費の計上998,136千円等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は、5,110,929千円(前連結会計年度は3,458,119千円の支出)となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出3,289,062千円、投資有価証券の取得による支出903,491千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出した資金は、704,932千円(前連結会計年度は454,247千円の獲得)となりました。これは主に自己株式の取得による支出609,630千円等によるものです。

生産、受注及び販売の状況

(a) 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(b) 受注状況

該当事項はありません。

(c) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	対前期増減率(%)
ゲーム事業	32,371,012	21.7
その他	302,725	72.7
合計	32,673,737	22.0

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
Apple Inc.	14,126,132	52.8	18,031,041	55.2
Google Inc.	9,628,116	36.0	11,625,122	35.6

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者により、一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されています。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っていますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらと異なることがあります。この連結財務諸表の作成にあたる重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況」に記載しております。

経営成績の分析

当社連結会計年度における売上高は32,673,737千円となり、前期比22.0%の増加となりました。当社主要ゲームタイトルの売上分析は以下のとおりです。

- ・「ラブライブ! スクールアイドルフェスティバル」は、5周年やユーザー数全世界4500万達成などのキャンペーンが好評でしたが、配信開始後の期間経過に伴い売上は減少しました。
- ・「BLEACH Brave Souls」は、3周年記念キャンペーンや昨年度に引き続き実施しました『千年血戦篇』のキャラクター配信等が好調で、日本版及びグローバル版ともに過去最高の売上を計上しました。グローバル版は昨年度に引き続き日本版を上回る売上を計上しました。
- ・「キャプテン翼 ~たたかえドリームチーム~」は6月に配信1周年を迎え、アラビア語及びブラジルポルトガル語を加えた9言語で運営しユーザーを拡大させました。サッカーワールドカップシーズンに合わせた各国代表の最新公式ユニフォームを着用した選手たちの配信や全世界1500万ダウンロードキャンペーン等により、日本版及びグローバル版ともに好調な売上を計上しました。グローバル版は日本版を上回る売上を計上しました。
- ・「うたのプリンスさまっ Shining Live」は8月に配信1周年を迎え、これに合わせたキャンペーンや商材の配信により、好調な売上を計上しました。
- ・8月28日にリリースしました「幽遊白書 100%本気(マジ)バトル」は、リリース直後から好調な売上を計上し、App Storeのゲームセールスランキングでは最高16位を記録しました。また、リリースから2ヶ月経たずに300万ダウンロードを突破しました。

費用面の分析は以下のとおりです。

- ・売上原価は22,124,598千円となり、前期比28.5%の増加となりました。これは主に、ゲーム事業の売上増加に伴う使用料及び支払手数料が増加したことによるものです。
- ・販売費及び一般管理費は5,553,873千円となり、前期比18.8%の増加となりました。これは主に、広告宣伝費が増加したことによるものです。

その他、以下の要因により、特別損失958,603千円を計上しました。

- ・当初予定していた収益を見込めなくなった一部ゲームタイトルについて、回収可能性を考慮しソフトウェア資産

の収益性を見直したことによる減損損失。

- ・開発中タイトル「ラピスライツ」に関するソフトウェア仮勘定を含む固定資産の一部について、今後使用する見込みのない固定資産を除却したことによる損失。
- ・当社が保有する投資有価証券について、「金融商品に関する会計基準」に基づき評価したことによる投資有価証券評価損失。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高32,673,737千円（前期比22.0%増）、営業利益4,995,265千円（前期比2.1%増）、経常利益4,997,997千円（前期比3.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,570,002千円（前期比17.8%減）となり、売上高、営業利益及び経常利益は過去最高を更新しました。

財政状態の分析

（資産の部）

当連結会計年度末における総資産は19,245,204千円となり、前連結会計年度末と比較して635,211千円増加いたしました。これは主として、ソフトウェア仮勘定の増加によるものです。

（負債の部）

当連結会計年度末における総負債は4,778,550千円となり、前連結会計年度末と比較して1,262,911千円減少いたしました。これは主として、未払法人税等の減少によるものです。

（純資産の部）

当連結会計年度末における純資産は14,466,653千円となり、前連結会計年度末と比較して1,898,122千円増加いたしました。これは主として、利益剰余金の増加によるものです。

キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要の主なもの、ゲーム事業における開発費及び広告宣伝費等の営業費用であり、営業活動によるキャッシュ・フローの枠を基本としつつ、財務安全性や調達コストを勘案の上、必要に応じて、増資や金融機関からの借入によって調達を実施いたします。

また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は4,639,486千円となっております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループは将来を見据えた研究開発や新規事業の創出が重要な課題であると考え、中長期の競争力確保につながる研究開発及びノウハウの蓄積を継続的に行っております。

当連結会計年度において当社グループが支出した研究開発費の総額は、72,171千円であります。

なお、上記の研究開発費の金額は特定のセグメントに関連付けられないため、セグメント別の記載は行っておりません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は3,491,381千円であり、その主な内容はゲーム事業に供するソフトウェアの開発費等3,289,062千円であります。

2 【主要な設備の状況】

提出会社

2018年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	その他	ソフトウェア 仮勘定	合計	
本社 (東京都港区)	ゲーム事業 その他	事業所用設備	122,712	661,221	3,816,199	4,600,133	444 (221)

- (注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 本社及び事業所の建物を賃借しております。
 3. 本社につきましては、減損損失計上後の帳簿価額を記載しております。なお、減損損失の内容につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結損益計算書関係) 4 減損損失」に記載のとおりであります。
 4. 従業員数は、就業人員(当社グループから社外への出向者を除き、社外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、派遣社員を含む。)は、年間の平均雇用人数(1日8時間換算)を()の外数で記載しております。
 5. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品及びソフトウェアの合計であります。
 6. 当社には現在休止中の設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は以下のとおりであります。

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	93,618,000
計	93,618,000

【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (2018年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年3月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	37,696,200	37,741,000	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、株主 としての権利内容に何ら限定 のない当社における標準とな る株式であります。 また、単元株式数は100株と なっております。
計	37,696,200	37,741,000	-	-

- (注) 1. 監査等委員でない取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に基づいて、2018年3月28日開催の取締役会決議により、2018年4月20日付で譲渡制限付株式として自己株式を処分したため、発行済株式のうち、168,000株は、現物出資(金銭報酬債権 282,744千円)によるものとなっております。
2. 提出日現在発行数には、2019年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項」の(ストック・オプション等関係)に記載しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2014年1月1日～ 2014年12月31日 (注)1.	4,232,900	37,291,500	1,668,005	4,416,095	1,668,005	4,111,851
2015年1月1日～ 2015年12月31日 (注)1.	506,100	37,797,600	135,376	4,551,472	135,376	4,247,228
2016年1月1日～ 2016年12月31日 (注)1.	147,900	37,945,500	20,849	4,572,322	20,849	4,268,078
2017年1月1日～ 2017年12月31日 (注)1.	342,100	38,287,600	83,902	4,656,225	83,902	4,351,980
2018年3月27日 (注)2.	870,000	37,417,600	-	4,656,225	-	4,351,980
2018年1月1日～ 2018年12月31日 (注)1.	278,600	37,696,200	64,304	4,720,530	64,304	4,416,285

- (注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。
2. 自己株式の消却による減少であります。
3. 2019年1月1日から2019年2月末日までの間に新株予約権の行使により、発行済株式総数が44,800株、資本金が6,176千円、資本準備金が6,176千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2018年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	22	43	109	134	57	21,440	21,805	-
所有株式数 (単元)	-	44,187	20,828	15,041	54,282	412	242,144	376,894	6,800
所有株式数 の割合(%)	-	11.72	5.52	3.99	14.40	0.10	64.24	100.00	-

- (注) 1. 自己株式は、「個人その他」に2,931単元を含めて記載しております。
2. 所有株式数の割合の小数点第3位以下は切り捨てております。

(6) 【大株主の状況】

2018年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
真田 哲弥	東京都江東区	4,151,600	11.09
J . P . MORGAN BANK LUXEMBOURG S . A . 1300000 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	EUROPEAN BANK AND BUSI NESS CENTER 6 , ROUTE D E TREVES , L - 2633 SENNI NGERBERG , LUXEMBOURG (東京都港区港南2丁目15-1 品川イン ターシティA棟)	888,844	2.37
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	754,700	2.01
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	685,700	1.83
BNYM SA/NV FOR BN YM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M I LM FE (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	2 KING EDWARD STREET , LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	666,064	1.78
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	561,300	1.50
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋2丁目4-2	549,800	1.46
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	485,100	1.29
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8-11	471,400	1.26
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口2)	東京都中央区晴海1丁目8-11	461,600	1.23
計	-	9,676,108	25.86

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2018年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 293,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 37,396,300	373,963	権利内容に何ら限定のない当社にお ける標準となる株式であり、単元株式数 は100株であります。
単元未満株式	普通株式 6,800	-	-
発行済株式総数	37,696,200	-	-
総株主の議決権	-	373,963	-

【自己株式等】

2018年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) K L a b株式会社	東京都港区六本木6丁目10-1	293,100	-	293,100	0.77
計	-	293,100	-	293,100	0.77

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

役員・従業員株式所有制度の概要

当社は、福利厚生の一環として、当社の持株会を活性化して当社従業員の安定的な財産形成を促進すること、及び当社従業員の会社経営への参画意識の向上と業績向上へのインセンティブ付与により、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に従業員持株会信託型E S O Pを導入しております。

当該制度では、当社が「KLab従業員持株会」（以下「従業員持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする「従業員持株会信託（他益信託）」（以下「持株会信託」といいます。）を設定し、従業員持株会が信託契約後3年間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を借入により調達した資金で一括して取得いたします。なお、当社は、持株会信託の当該借入に対し補償を行います。

本制度導入後、従業員持株会による当社株式の取得は持株会信託より行います。従業員持株会による当社株式の取得を通じ、持株会信託に売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する当社従業員に対して分配いたします。一方、当社株価の下落により持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対して残存債務を弁済いたします。その際、従業員持株会に加入する当社従業員がその負担を負うことはありません。

従業員持株会に取得させる予定の株式の総額

110,000,000円

当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

従業員持株会加入者のうち、受益者要件を充足する者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2018年3月28日)での決議状況 (取得期間2018年4月23日～2018年6月30日)	350,000	500
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	261,100	499
残存決議株式の総数及び価額の総額	88,900	0
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	25.40	0.02
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	25.40	0.02

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	168,000	282,744	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	870,000	602,910	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	293,100	-	293,100	-

3 【配当政策】

当社の剰余金の配当に関しましては、内部留保とのバランスを保ちながら、安定性の高い収益の増加に連動した配当の実施を基本方針としております。

当社は、定款第35条に基づき、会社法第459条第1項各号の剰余金の配当等の決定機関を取締役会としております。当事業年度の期末配当につきましては、今後の事業展開や企業体質の一層の強化等のため、配当は実施しません。

今後の利益還元につきましては、当社経営環境等を勘案したうえで実施を検討して参ります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月
最高(円)	2,454	2,251	903	2,364	2,032
最低(円)	517	746	460	602	745

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2018年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,469	1,319	1,127	1,159	1,322	1,238
最低(円)	1,216	861	941	903	956	745

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性 8 名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	-	真 田 哲 弥	1964年 9月10日生	1998年 9月 ㈱サイバードを設立 取締役副社長就任 2000年 8月 当社を設立 代表取締役会長就任 2001年 3月 当社代表取締役社長就任 2009年 9月 当社執行役員就任(現任) 2009年12月 KLabGames㈱代表取締役社長就任 2018年 2月 ㈱Six Cents取締役就任(現任) 2018年 3月 当社代表取締役会長兼社長就任 2019年 3月 当社取締役会長就任(現任)	(注) 2	4,151,600
代表取締役 副会長	-	五十嵐 洋 介	1973年10月13日生	2000年 2月 ヴィジョンアーツ㈱入社 2003年 8月 当社入社 2004年 7月 当社研究開発部長就任 2005年 4月 当社開発本部長就任 2005年 6月 当社取締役就任 2009年 9月 当社執行役員就任(現任) 2012年 9月 当社取締役副社長COO 2012年11月 可来軟件(上海)有限公司 董事長就任 2017年 7月 ㈱スパイスマート取締役就任(現任) 2018年 3月 当社代表取締役副社長COO就任 2019年 3月 当社代表取締役副会長就任(現任) 2019年 3月 可来軟件(上海)有限公司 董事就任(現任)	(注) 2	127,500
代表取締役 社長	CEO	森 田 英 克	1974年 8月14日生	2002年 3月 ㈱インデックス入社 2002年10月 当社入社 2009年 9月 当社執行役員就任(現任) 2010年 4月 当社KLabGames部長就任 2010年11月 当社取締役就任 2011年 9月 当社KLabGames 1 部長就任 2012年 9月 当社専務取締役CGO 2012年11月 可来軟件(上海)有限公司 董事就任 2017年 7月 ㈱スパイスマート 取締役就任(現任) 2018年 2月 当社専務取締役CCO 2019年 3月 当社代表取締役社長CEO(現任) 2019年 3月 可来軟件(上海)有限公司 董事長就任(現任)	(注) 2	140,900
専務取締役	CFO	高 田 和 幸	1978年 8月20日生	2008年 6月 ベリングポイント㈱(現PwC コンサルティング合同会社)入社 2010年 9月 当社入社 2012年 4月 当社経営管理部長就任(現任) 2012年 9月 当社執行役員就任(現任) 2014年 3月 当社取締役経営管理部長兼IR室長就 任 2015年 3月 当社専務取締役CFO 2017年 7月 ㈱スパイスマート 取締役就任(現任) 2019年 3月 当社専務取締役CFO(現任)	(注) 2	72,900
取締役	-	中 根 良 樹	1975年 3月10日生	1999年 4月 日本電信電話㈱入社 2005年 4月 当社入社 2009年 9月 当社執行役員就任(現任) 2010年 9月 当社第 1 開発部長就任 2013年 4月 当社開発本部長就任 2013年 8月 当社スタジオマネジメント部長就任 (現任) 2014年 4月 当社品質管理部長就任 2016年 6月 当社クリエイティブ部長就任(現任) 2019年 3月 当社取締役就任(現任)	(注) 2	57,100

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	-	井上昌治 (注) 1	1961年7月29日生	1984年4月 (株)住友銀行 (現(株)三井住友銀行)入行 2000年4月 弁護士登録(現職) 2004年6月 (株)ロングリーチグループ 社外取締役就任(現任) 2008年4月 当社社外監査役就任 2009年9月 弁護士法人マーキュリー・ジェネラル 入所(現職) 2013年11月 ビアメカニクス(株) 社外取締役就任 2014年1月 (株)ソルプラス社外取締役就任 2015年1月 プリモ・ジャパン(株) 社外取締役就任 2016年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 2016年4月 (株)SKIYAKI社外取締役(現任) 2016年6月 ファーストキッチン(株) 社外取締役(現任) 2016年6月 ウェンディーズ・ジャパン(株) 社外取締役(現任) 2016年10月 NOC日本アウトソーシング(株)(現NOC 日本アウトソーシング&コンサル ティング(株))社外取締役(現任) 2017年7月 (株)ザッパラス社外取締役(現任) 2017年11月 アアラ(株)社外取締役(現任) 2018年3月 (株)ナディア社外監査役(現任) 2018年5月 珈琲館(株)社外取締役(現任) 2019年1月 富士通コンポーネント(株) 社外取締役(現任)	(注) 3	7,200
取締役 (監査等委員)	-	松本浩介 (注) 1	1967年6月2日生	1998年6月 時刻表情報サービス(株) 取締役就任 1999年3月 同社代表取締役就任 2004年7月 (株)ザッパラス取締役就任 2011年6月 (株)enish取締役就任 2011年9月 同社執行役員就任 2012年2月 同社管理本部長就任 2016年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 2016年3月 ピクスタ(株)社外取締役就任(現任) 2016年5月 (株)スタジオアタオ 社外取締役就任(現任)	(注) 3	-
取締役 (監査等委員)	-	吉川友貞 (注) 1	1966年11月2日生	1989年4月 東急不動産(株)入社 1996年7月 日本パラメトリック・テクノロジー (株)(現PTCジャパン(株))入社 1999年5月 パブソン大学経営大学院卒業(MBA) 取締役就任 2000年5月 (株)サイバード入社 取締役就任 2002年6月 同社取締役 2004年6月 同社取締役副社長 2005年4月 同社取締役兼執行役員副社長 2006年9月 (株)JIMOS取締役 2006年10月 (株)サイバードホールディングス(現 (株)サイバード)上席執行役員 2007年6月 大幸薬品(株)取締役財務本部長 2009年6月 同社常務取締役財務本部長 2013年6月 同社専務取締役 2018年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 2018年3月 (株)テラ社外取締役 2018年12月 (株)エスユーエ取締役就任(現任)	(注) 3	-
計						4,557,200

- (注) 1. 取締役 井上昌治、松本浩介及び吉川友貞の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員でない取締役の任期は、2019年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、2019年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 当社は、監査等委員会設置会社であります。監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
委員長 井上昌治 委員 松本浩介 委員 吉川友貞
5. 当社は、監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
清水 博	1952年6月11日生	1977年4月 (有)アピア入社 1979年9月 (株)代々木簿記学校入社 1990年12月 瀧澤税理士事務所入所 1999年6月 (株)サイバード 監査役就任(非常勤) 2000年8月 当社社外監査役就任	(注)6	-

6. 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、2019年12月期にかかる定時株主総会終結の時までであります。
7. 当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うため、執行役員制度を導入しております。
執行役員は以下のとおりであります(取締役兼務者を除く)。

役名	担当部門	氏名
上席執行役員	KLabGames事業本部	藤好 俊
上席執行役員	Kラボラトリー 技術統括部	安井 真伸
上席執行役員	技術統括部	塙 与志夫
上席執行役員	KLabGames事業本部	日吉 雅人
上席執行役員	マーケティング部	柴田 和紀
執行役員	人事部	天羽 公平
執行役員	財務管理部	柳川 俊幸
執行役員	可来軟件(上海)有限公司	櫻田 洋行
執行役員	ビジネスデベロップメント部	瀬戸 優
執行役員	スタジオマネジメント部 技術統括部	竹本 隆明

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

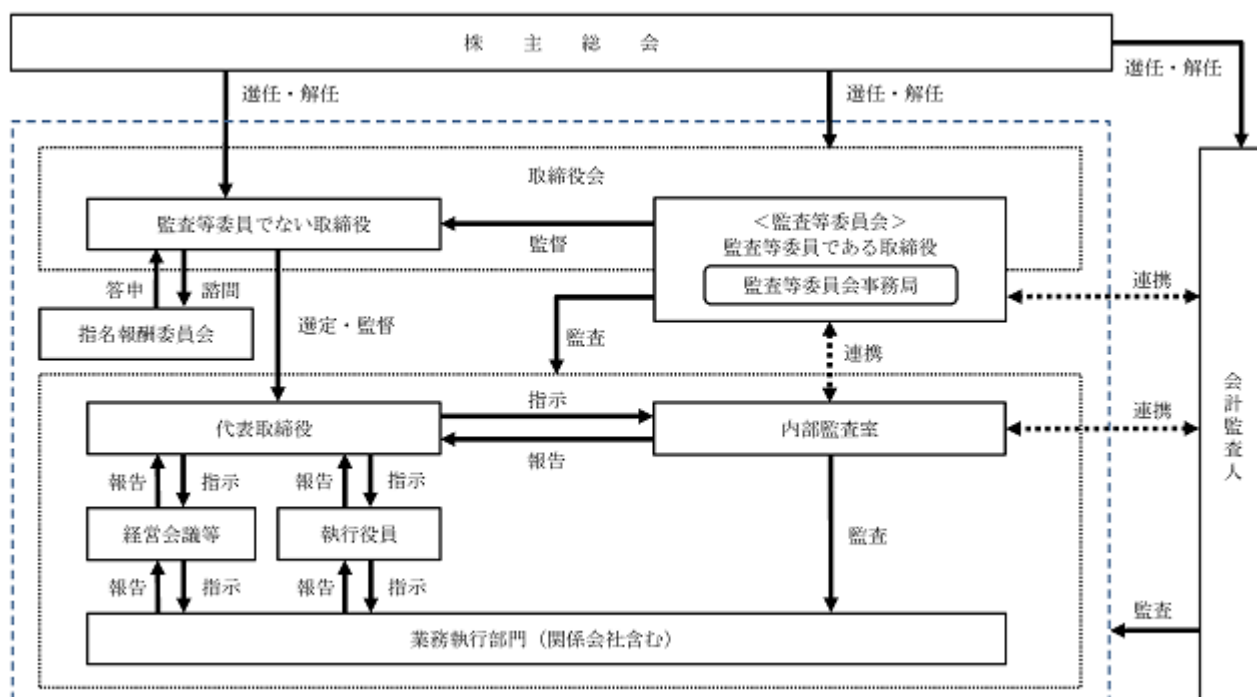
当社では、コーポレート・ガバナンスの目的について、株主、取引先、従業員、更には利用者、地域社会などのステークホルダーとの信頼と期待に応え、企業価値を高めるべく、経営の効率化を図るとともに健全性・透明性を確保することにあると考えております。かかる目的を達するためには、役員の選任、報酬の決定、経営の監視、コンプライアンスの実施等により、経営に対する監督並びに監査等が実効的に行われることが肝要であり、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を図ることについて、経営上の最重要課題の一つと位置づけております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

A．会社の機関の基本説明

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査等委員会設置会社であります。合わせて代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、経営に対する監督の強化を図るとともに、執行役員制度を導入して、経営の効率化・迅速化を図っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下の図のとおりであります。



・取締役及び取締役会

当社の取締役会は取締役（監査等委員であるものを除く。）5名、監査等委員である取締役3名の計8名で構成され、毎月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、決議事項及び経営方針等の意思決定を行い、重要な業務執行の一部を委任した取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務執行状況並びに執行役員の選任及び業務執行状況について監督を行っております。

・業務執行取締役会議

当社の取締役会は、迅速な意思決定と適切な業務執行のため、重要な業務執行の一部にかかる権限を取締役（監査等委員であるものを除く。）に移譲しております。当該移譲を受けた事項のうち、重要な事項について取締役が決定するにあたり、予め業務執行取締役の全員で構成される業務執行取締役会議の審議を経たうえで決定することとしており、適切な監督・牽制が機能する仕組みとなっております。

・経営会議

当社では、毎週1回、原則として常勤取締役、執行役員及び部門長が出席する経営会議を開催しております。経営会議では、取締役会からの委嘱事項及び経営上の重要な事項に関する審議を行っており、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図っております。

・執行役員制度

当社では権限委譲による意思決定の迅速化を図り、経営の効率性を高めるため執行役員制度を導入しております。15名(うち5名は取締役兼務)の執行役員は、取締役会及び経営会議で決定した方針のもと、与えられた権限の範囲内で担当業務の意思決定及び業務執行を行っております。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成され、全員が社外取締役であります。

監査等委員である取締役は、取締役会その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査等委員である取締役は、監査計画に基づき監査を実施し、監査等委員会を定期的開催する他、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。法令、定款及び当社監査等委員会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。

また内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

なお、監査等委員である取締役である井上昌治氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。

・指名報酬委員会

当社は、取締役の指名及び報酬を決定する過程において、取締役会の諮問機関として、取締役社長及び社外取締役全員を構成員とする指名報酬委員会を設置しております。

これは、監査等委員会に監査等委員以外の取締役の選解任・報酬等について、株主総会での意見陳述権(会社法第342条の2第4項、同第361条第6項)が与えられていることに鑑み、業務執行者に対する監督機能の強化を図るものであります。

B. 内部統制システムの整備の状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のように業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システムの基本方針を定めております。この方針は、2006年5月17日に取締役会にて制定し、その後2008年9月17日、2009年8月19日、2010年8月31日、2015年6月24日及び2016年3月26日開催の取締役会においてその一部を改定し、システム充実に向けた取り組みを進めております。

・当社取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ) コンプライアンス規程その他の社内規程に基づき、法令等遵守の意識のもと適正な業務執行が行われるべく、教育及び啓発を行い、その執行を徹底及び監督し、問題があった場合には就業規則等に則り適正に処分する。
- ロ) 内部通報規程その他の社内規程に基づき、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して通報及び相談を受け付けるための内部通報制度を適正に運用する。
- ハ) 業務執行に関する法令及び定款への適合性に関しては、内部監査、監査等委員会監査、会計監査人監査等の実施により確認する。その結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに、取締役会及び監査等委員会に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。
- ニ) 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体からの不当な要求には民事及び刑事の両面から法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。

・当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務執行に係る取締役会及び経営会議等の重要会議体(以下、「重要会議体等」という。)の議事録等の情報は、法令及び社内規程に基づき文書(電磁的媒体によるものも含む)によって適正に作成、保存及び管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。必要に応じ運用状況の検証、社内規程等の見直しを行い、運用状況等について定期的に取締役会に対し報告を行う。

・当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ) 事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定めた規程を策定し、当該規程に基づくリスク管理体制

を構築、運用する。

- ロ) 事業上のリスクとして、コンプライアンスリスク、情報システムリスク、信用リスク等を認識し、個々のリスクに対応する社内規程及びマニュアルの整備、見直しを行う。
 - ハ) 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し迅速な対応を行い、被害及び損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。
- 二) 内部監査規程に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令又は定款の違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、取締役社長に適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。
- ホ) 社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、ステークホルダーの信頼を損なうことのないよう、毅然とした姿勢をもって臨み、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。反社会的勢力及び団体の不当な要求から取締役、使用人その他関係者の安全を確保するとともに、反社会的勢力及び団体による被害の防止のための措置を行う。

・当社取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ) 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に権限委譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定及び適切な業務執行の監督を行う。取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、取締役会で定める業務担当事項に基づき、機動的かつ効率的な業務執行を行う。
- ロ) 取締役社長、常勤取締役及び執行役員により構成される経営会議において、会社経営と業務執行に関する重要事項を審議し、経営機能の強化に努める。
- ハ) 業務執行に関する責任者及びその責任範囲、執行手続きの詳細については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規則に定めるところによる。

・当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社及び主要な関係会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導、支援及びモニタリングを行う。

- イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制
子会社における重要事項については、関係会社管理規程に基づき、予め当社の承認を得る。また、関係会社管理規程に基づき、重要事項その他の職務執行状況は、適宜、取締役会、重要会議体等へ報告する。
 - ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社の事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止又は最小化のために、適切な会議等を必要に応じ開催し、リスクの把握及び適切な対策を講じる。
 - ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。
- 二) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス規程その他の社内規程に基づき、子会社における業務活動が法令等遵守の意識のもと行われる体制とする。

・財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ) 当社は、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行う。
- ロ) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。
- ハ) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視及び評価し、不備があれば必要な改善及び是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

・イ) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人（補助使用人）に関する事項並びに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及び当該取締役

及び補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、取締役会は、監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の職務を補助する使用人を合理的な範囲で配置するものとする。

当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとする。また、当該使用人の監査等委員会の職務の補助における指揮命令権は、監査等委員会が有するものとし、当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性を確保するものとする。

ロ) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員でない取締役及び執行役員その他の使用人は、法令若しくは定款の違反行為、不正行為、その他当社の業務又は業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査等委員会に都度報告する。なお、監査等委員会は、いつでも必要に応じて監査等委員でない取締役及び執行役員その他の使用人に対して報告を求めることができる。

内部監査及び内部通報制度の運用状況及び結果に関しては、内部監査担当部門は、監査等委員会に対して報告を行う。

ハ) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項の他、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役及び監査等委員会に報告するとともに、当社の関係会社管理部門に報告する。

当社の関係会社管理部門は、子会社の取締役又は使用人から法令及び規程に定められた事項の他、子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに監査等委員会にその内容を報告する。

ニ) 前2号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報規程に基づき、当社グループは、監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を当社及び当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

ホ) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

ヘ) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、会計監査人、内部監査担当部門、子会社の監査役等と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。

監査等委員は、重要会議等に出席し意見を述べることもできるるとともに、その議事録を閲覧、謄写することができる。

取締役社長と監査等委員会との定期的な会議を開催し、意見及び情報の交換を行える体制とする。

C．リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理体制を構築し、企業コンプライアンスを実現するために、会社組織や業務に係る各種規程を整備し、その適正な運用を行ってまいりました。特に内部牽制が組織全体にわたって機能するよう、社内規程、マニュアルに沿った運用の徹底に力を注いでおります。

また経営を取り巻く各種リスクについては、適時に見直しを行ない、対応策を検討実施し、取組み状況をチェックしております。

D．責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役として有用な人材を迎え、また、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、非業務執行取締役との間で、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約の概要は次のとおりであります。

契約内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができます。ただし、善意・無重過失である場合に限り、かつ会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とします。

内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社では、代表取締役社長直属の内部監査室を設置しており、専任担当者を配置しております。内部監査室は、監査対象からの独立性を確保しながら、代表取締役社長の考え、経営方針、業務指示が適切に社内に伝達され、浸透しているか確認し、業務全体の効率性と有効性を監査しております。なお、発見された事項については、代表取締役社長へ報告するとともに、業務改善等に向けた具体的な助言・勧告を行っており、内部統制が有効に機能するよう努めております。

監査等委員会、内部監査室及び会計監査人の相互連携については、内部監査の状況を監査等委員会や会計監査人に報告し、情報を共有化することとしております。また、監査等委員会と会計監査人との間で、四半期毎に定期的及び随時監査に係る会議を開催し、主要勘定、現在の会計処理を適確に把握するとともに、会計監査人の実施した監査結果については、監査等委員会及び内部監査担当者へ報告されることとなっており、その他の情報交換も行うこととしております。

監査等委員会は、取締役会等への出席を通じ、直接又は間接に、内部監査及び内部統制の報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、監査の実効性を高めることとしております。

社外取締役

本書提出日現在において、当社は社外取締役を3名選任しております。また社外取締役は全員が監査等委員であります。当社は、監査等委員である社外取締役を選任することで経営への監督機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、社外からの客観的かつ中立な立場での経営監督機能が重要であると考えており、社外取締役は取締役会に出席し、第三者の立場で提言を行い、定期的に監査を実施することによって、外部からの経営監督機能の実効性を十分に確保しております。

社外取締役井上昌治氏は、当社の社外監査役を7年11ヶ月務めた後、当社監査等委員である取締役を3年務めた他、弁護士としての専門的見地及び当社と関係の深いIT業界に関する知識と企業活動に関する豊富な見識を有していることから、選任しております。また、(株)ロングリーチグループ社外取締役、(株)ザッパラス社外取締役、アララ(株)社外取締役、(株)SKIYAKI社外取締役、ファーストキッチン(株)社外取締役、ウェンディーズ・ジャパン(株)社外取締役、NOC日本アウトソーシング&コンサルティング(株)社外取締役、(株)ナディア社外監査役、珈琲館(株)社外取締役及び富士通コンポーネント(株)社外取締役を兼務しておりますが、各社と当社との間には特別の取引関係はありません。

社外取締役松本浩介氏は、当社監査等委員である取締役として3年務めた他、長年インターネット企業の管理部門の要職を歴任し、当該企業の上場に尽力した幅広い知識と豊富な経験を有しており、その深い知見に基づく助言、牽制を期待し、選任しております。また、ピクスタ(株)社外取締役及び(株)スタジオアタオ社外取締役を兼務しておりますが、各社と当社との間には特別の取引関係はありません。

社外取締役吉川友貞氏は、当社監査等委員である取締役として1年務め、長年インターネット企業及び製薬会社の管理部門の要職を歴任し、当該企業の上場に尽力した幅広い知識と豊富な経験を有しており、その深い知見に基づく助言、牽制を期待し、選任しております。また、(株)エスユーエス取締役を兼務しておりますが、各社と

当社との間には特別の取引関係はありません。

また、社外取締役である井上昌治氏、松本浩介氏及び吉川友貞氏と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。

なお、当社は社外取締役である井上昌治氏、松本浩介氏及び吉川友貞氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。当社における社外取締役を選任するための独立性に関する基準は、他の取締役及び当社と特段の利害関係を有せず、独立した立場であり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないこと等、会社法及び㈱東京証券取引所が定める独立性基準を、当社の独立性判断基準として定めております。

提出会社の役員の報酬等

A．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	譲渡制限付株式	
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	231,078	209,873	21,205	4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	-	-	-	-
社外役員	16,500	16,500	-	3

B．役員ごとの報酬等の総額

1億円以上を支給している役員はおりませんので記載を省略しております。

C．役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の報酬等については、企業業績と企業価値の継続的な向上を目的として、各取締役の職責及び貢献に見合った報酬体系としております。

監査等委員でない取締役の報酬等は、会社業績に連動することを方針のひとつとし、取締役社長及びすべての社外取締役が構成する指名報酬委員会に諮問のうえ決定することとしております。

監査等委員である取締役の報酬等は、その職務の独立性という観点から、業績連動を伴わない固定報酬とし、監査等委員会において協議のうえ決定することとしております。

なお、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で承認いただいた報酬等の総額の範囲内に設定し、運用することとしております。

株式の保有状況

A．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 5 銘柄
貸借対照表上計上額 813,407 千円

B．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表上計上額及び

保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
株式会社CAC Holdings	300,000	318,300	取引関係の強化
株式会社ハピネット	103,300	226,433	取引関係の強化

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
株式会社CAC Holdings	300,000	279,600	取引関係の強化
株式会社ハピネット	194,500	273,856	取引関係の強化
アクセルマーク株式会社	204,900	138,307	取引関係の強化
株式会社オルトプラス	357,200	121,090	取引関係の強化

C . 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式以外の株式	-	217,404	756	-	14,534

会計監査の状況

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

当連結会計年度において会計監査を受けた公認会計士の氏名等は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 由良知久

公認会計士 根本知香

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名

その他 9名

取締役の定数

当社の監査等委員でない取締役は3名以上、監査等委員である取締役は3名以上とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、また、その選任決議は累積投票によらない旨、定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当金等会社法459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨、定款で定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策及び配当政策を図るためであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	30,500	-	31,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	30,500	-	31,000	-

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、当社の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査等委員会の同意のもと適切に決定しております。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年1月1日から2018年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年1月1日から2018年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入しております。

また、上記団体が行う各種会計セミナー等に積極的に参加するなど、最新の会計情報の収集に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,694,598	¹ 4,749,486
受取手形及び売掛金	3,794,363	2,392,986
繰延税金資産	351,841	348,862
その他	1,208,464	2,109,995
貸倒引当金	278,153	6,823
流動資産合計	11,771,114	9,594,506
固定資産		
有形固定資産		
建物	254,496	292,298
減価償却累計額	142,531	156,875
建物（純額）	111,964	135,422
その他	460,067	581,054
減価償却累計額	259,068	322,515
その他（純額）	200,999	258,539
有形固定資産合計	312,964	393,961
無形固定資産		
ソフトウェア仮勘定	1,437,485	3,816,758
のれん	847,025	757,864
その他	1,206,544	541,996
無形固定資産合計	3,491,055	5,116,620
投資その他の資産		
投資有価証券	1,686,810	1,959,453
繰延税金資産	115,293	323,798
その他	² 1,238,708	² 2,114,698
貸倒引当金	5,953	257,834
投資その他の資産合計	3,034,859	4,140,115
固定資産合計	6,838,878	9,650,697
資産合計	18,609,993	19,245,204

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,204,303	2,315,204
未払法人税等	1,789,031	617,301
賞与引当金	98,973	120,364
その他	1,943,811	1,619,359
流動負債合計	6,036,120	4,672,230
固定負債		
その他	5,341	106,320
固定負債合計	5,341	106,320
負債合計	6,041,461	4,778,550
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,656,225	4,720,530
資本剰余金	4,351,980	4,582,437
利益剰余金	4,211,330	5,843,464
自己株式	741,736	620,008
株主資本合計	12,477,799	14,526,423
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	139,776	68,026
為替換算調整勘定	67,420	7,815
その他の包括利益累計額合計	72,355	75,842
新株予約権	18,376	16,072
純資産合計	12,568,531	14,466,653
負債純資産合計	18,609,993	19,245,204

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
売上高	26,777,603	32,673,737
売上原価	17,212,200	22,124,598
売上総利益	9,565,403	10,549,139
販売費及び一般管理費	1, 2 4,674,274	1, 2 5,553,873
営業利益	4,891,128	4,995,265
営業外収益		
受取利息	8,364	5,263
有価証券利息	23,365	24,700
受取配当金	18,697	27,591
為替差益	200,398	-
その他	50,595	27,530
営業外収益合計	301,420	85,085
営業外費用		
持分法による投資損失	71,484	4,820
為替差損	-	69,414
貸倒引当金繰入額	257,834	-
その他	9,586	8,117
営業外費用合計	338,904	82,353
経常利益	4,853,644	4,997,997
特別利益		
自己新株予約権消却益	94	540
固定資産売却益	3 39,359	-
関係会社株式売却益	11,871	-
特別利益合計	51,324	540
特別損失		
減損損失	-	4 178,101
固定資産除却損	5 17,685	5 568,840
投資有価証券評価損	155	211,661
関係会社株式評価損	90,100	-
特別損失合計	107,940	958,603
税金等調整前当期純利益	4,797,028	4,039,935
法人税、住民税及び事業税	1,871,371	1,583,747
法人税等調整額	203,048	113,814
法人税等合計	1,668,323	1,469,932
当期純利益	3,128,705	2,570,002
非支配株主に帰属する当期純利益	1,255	-
親会社株主に帰属する当期純利益	3,127,450	2,570,002

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
当期純利益	3,128,705	2,570,002
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	92,025	182,250
為替換算調整勘定	90,848	59,605
持分法適用会社に対する持分相当額	41,211	25,552
その他の包括利益合計	142,388	148,197
包括利益	3,171,094	2,421,804
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,169,054	2,421,804
非支配株主に係る包括利益	2,039	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,572,322	4,268,078	1,083,879	836,477	9,087,803
当期変動額					
新株の発行	83,902	83,902			167,804
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する当期純利益			3,127,450		3,127,450
自己株式の取得					
自己株式の処分				94,740	94,740
自己株式の消却					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	83,902	83,902	3,127,450	94,740	3,389,995
当期末残高	4,656,225	4,351,980	4,211,330	741,736	12,477,799

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,439	24,212	22,772	20,227	9,130,804
当期変動額					
新株の発行					167,804
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する当期純利益					3,127,450
自己株式の取得					
自己株式の処分					94,740
自己株式の消却					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	141,215	91,632	49,582	1,851	47,731
当期変動額合計	141,215	91,632	49,582	1,851	3,437,726
当期末残高	139,776	67,420	72,355	18,376	12,568,531

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,656,225	4,351,980	4,211,330	741,736	12,477,799
当期変動額					
新株の発行	64,304	64,304			128,609
剰余金の配当			334,958		334,958
親会社株主に帰属する当期純利益			2,570,002		2,570,002
自己株式の取得				609,630	609,630
自己株式の処分		166,152		128,448	294,600
自己株式の消却			602,910	602,910	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	64,304	230,456	1,632,134	121,727	2,048,624
当期末残高	4,720,530	4,582,437	5,843,464	620,008	14,526,423

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	139,776	67,420	72,355	18,376	12,568,531
当期変動額					
新株の発行					128,609
剰余金の配当					334,958
親会社株主に帰属する当期純利益					2,570,002
自己株式の取得					609,630
自己株式の処分					294,600
自己株式の消却					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	207,802	59,605	148,197	2,304	150,501
当期変動額合計	207,802	59,605	148,197	2,304	1,898,122
当期末残高	68,026	7,815	75,842	16,072	14,466,653

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	4,797,028	4,039,935
減価償却費	617,846	998,136
のれん償却額	46,290	89,160
固定資産除却損	17,685	568,840
減損損失	-	178,101
投資有価証券評価損益(は益)	-	211,661
関係会社株式評価損	90,100	-
その他の特別損益(は益)	60	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	254,575	19,440
賞与引当金の増減額(は減少)	6,551	21,391
受取利息	8,364	5,263
受取配当金	18,697	27,591
有価証券利息	23,365	24,700
為替差損益(は益)	27,932	113,930
持分法による投資損益(は益)	71,484	4,820
関係会社株式売却損益(は益)	11,871	-
固定資産売却損益(は益)	39,359	-
売上債権の増減額(は増加)	1,642,064	1,386,805
前渡金の増減額(は増加)	16,577	98,808
仕入債務の増減額(は減少)	892,520	116,424
未払金の増減額(は減少)	434,490	337,298
その他	311,762	761,239
小計	5,128,638	6,454,864
利息及び配当金の受取額	52,129	58,186
利息の支払額	744	675
法人税等の支払額	107,058	2,716,160
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,072,964	3,796,214
投資活動によるキャッシュ・フロー		
関係会社株式の売却による収入	-	115,000
投資有価証券の取得による支出	260,325	903,491
その他の関係会社有価証券の払込による支出	-	450,000
有形固定資産の取得による支出	174,936	202,318
無形固定資産の取得による支出	2,052,149	3,289,062
敷金及び保証金の差入による支出	181,411	178,731
有形固定資産の売却による収入	3,000	-
定期預金の預入による支出	-	110,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	863,747	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	6,471	-
出資金の払込による支出	-	109,870
その他	77,921	17,545
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,458,119	5,110,929
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	110,000
長期借入金の返済による支出	45,180	6,516
リース債務の返済による支出	2,696	3,147
配当金の支払額	-	331,346
ストックオプションの行使による収入	166,048	123,852
自己株式の取得による支出	-	609,630
自己株式の売却による収入	336,076	11,856
財務活動によるキャッシュ・フロー	454,247	704,932

現金及び現金同等物に係る換算差額	34,218	35,464
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,034,874	2,055,112
現金及び現金同等物の期首残高	4,659,723	6,694,598
現金及び現金同等物の期末残高	1 6,694,598	1 4,639,486

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称等

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

KLab Global Pte. Ltd.

KLab America, Inc.

可来軟件(上海)有限公司(KLab China Inc.)

KLab Entertainment株式会社

株式会社アバシー

株式会社スパイススマート

(2) 主要な非連結子会社の名称等

KLab Venture Partners株式会社

KVPシード・イノベーション1号投資事業有限責任組合

KVPシード・イノベーション2号投資事業有限責任組合

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数及び関連会社数並びに名称等

持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数 3社

持分法適用の非連結子会社及び関連会社の名称

SBI-KLab Startup1号投資事業有限責任組合

KLab Venture Partners株式会社

KVPシード・イノベーション1号投資事業有限責任組合

(2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

KLab Ventures株式会社

KVPシード・イノベーション2号投資事業有限責任組合

持分法適用の範囲から除いた理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

a 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

b 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

c その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

2007年3月31日以前に取得したものについては旧定率法を、2007年4月1日以降に取得したものについては定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～15年

工具、器具及び備品 4～6年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（2年又は5年）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、外貨建有価証券（その他有価証券）は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年の期間で均等償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「従業員に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 2005年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「無形固定資産」の「ソフトウェア」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しております。また、前連結会計年度において、独立掲記しておりました「流動負債」の「前受金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「無形固定資産」に表示していた「ソフトウェア」1,205,872千円、「その他」672千円は、「その他」1,206,544千円として組み替えております。「流動負債」に表示していた「前受金」989,441千円、「未払金」840,460千円、「その他」113,909千円は、「その他」1,943,811千円として組み替えております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「自己新株予約権消却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。また、前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」の「その他」に表示していた94千円は、「自己新株予約権消却益」94千円として組み替えております。「特別損失」の「その他」に表示していた155千円は、「投資有価証券評価損」155千円として組み替えております。

(追加情報)

当社は、2018年9月4日開催の取締役会決議に基づき、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会信託型E S O P」制度(以下、「本制度」といいます。)を導入いたしました。

本制度は、福利厚生の一環として、当社の持株会を活性化して当社従業員の安定的な財産形成を促進すること、ならびに、当社従業員の会社経営への参画意識の向上と業績向上へのインセンティブ付与により、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に導入するものであります。

(1) 取引の概要

本制度は、「K L a b従業員持株会」（以下「従業員持株会」といいます。）に加入する当社従業員を対象に導入しております。

当社は、従業員持株会に加入する当社従業員のうち、一定の受益者要件を充足する者を受益者とする「従業員持株会信託（他益信託）」（以下「持株会信託」といいます。）を設定いたします。

持株会信託は、持株会が信託契約後3年間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を借入により調達した資金で一括して取得いたします。なお、当社は、持株会信託の当該借入に対し補償を行います。

本制度導入後、従業員持株会による当社株式の取得は持株会信託より行います。従業員持株会による当社株式の取得を通じ、持株会信託に売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する当社従業員に対して分配いたします。一方、当社株価の下落により持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対して残存債務を弁済いたします。その際、従業員持株会に加入する当社従業員がその負担を負うことはありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度97,875千円、97千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度103,483千円

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
現金及び預金 (定期預金)	- 千円	110,000千円
固定負債のその他 (長期借入金)	- 千円	103,483千円

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
投資その他の資産のその他 (関係会社株式)	167,690千円	62,447千円
(その他の関係会社有価証券)	496,792千円	883,000千円
(関係会社出資金)	3,500千円	3,500千円

3 当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
当座貸越極度額	3,600,000千円	3,600,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	3,600,000千円	3,600,000千円

(連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
給料手当及び賞与	687,483千円	803,278千円
広告宣伝費	2,049,456千円	2,663,946千円
貸倒引当金繰入額	20,074千円	150千円
賞与引当金繰入額	23,745千円	27,185千円

- 2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
	143,090千円	72,171千円

- 3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
有形固定資産のその他 (工具、器具及び備品)	1,800千円	-千円
無形固定資産のその他 (ソフトウェア)	37,559千円	-千円
計	39,359千円	-千円

- 4 減損損失

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

当社グループは、以下の資産又は資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失額
東京都港区	事業用資産	ソフトウェア	178,101千円
合計			178,101千円

資産のグルーピングは、主にゲームタイトルを単位として行っております。

資産又は資産グループが、当初予定していた収益を見込めなくなった場合、回収可能性を考慮した上で、減損損失を認識し、特別損失に計上しております。

資産又は資産グループの回収可能額は使用価値によって測定しておりますが、割引率については使用見込期間が短い場合を考慮しておりません。

なお、使用価値は将来キャッシュ・フローがマイナスの場合、回収可能額を零として評価しております。

- 5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
建物	224千円	-千円
有形固定資産のその他 (工具、器具及び備品)	67千円	126千円
無形固定資産のその他 (ソフトウェア)	17,393千円	269千円
ソフトウェア仮勘定	-千円	568,444千円
計	17,685千円	568,840千円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	118,603千円	474,346千円
組替調整額	155千円	211,661千円
税効果調整前	118,447千円	262,684千円
税効果額	26,422千円	80,434千円
その他有価証券評価差額金	92,025千円	182,250千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	79,422千円	59,605千円
組替調整額	11,425千円	-千円
為替換算調整勘定	90,848千円	59,605千円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	59,400千円	36,829千円
組替調整額	-千円	-千円
税効果調整前	59,400千円	36,829千円
税効果額	18,188千円	11,277千円
持分法適用会社に対する持分相当額	41,211千円	25,552千円
その他の包括利益合計	42,388千円	148,197千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	37,945,500	342,100	-	38,287,600
自己株式				
普通株式(株)	1,282,900	-	212,900	1,070,000

(注) 1. 当連結会計年度期首の自己株式数には、信託が保有する自社の株式が212,900株含まれております。

2. (変動事由の概要)

普通株式の発行済株式の増減数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使に伴う増加 342,100株

普通株式の自己株式の増減数の主な内訳は、次のとおりであります。

ESOP信託による持株会への売却に伴う減少 29,300株

ESOP信託終了に伴う株式市場への売却による減少 183,600株

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	17,001	
連結子会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	1,375	
合計			-	-	-	18,376	

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年2月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	334,958	9.00	2017年12月31日	2018年3月8日

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	38,287,600	278,600	870,000	37,696,200
自己株式				
普通株式(株)	1,070,000	370,300	1,049,800	390,500

(注) 1. 当連結会計年度末の自己株式数には、信託が保有する自社の株式が97,400株含まれております。

2. (変動事由の概要)

普通株式の発行済株式の増減数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使に伴う増加	278,600株
自己株式の消却による減少	870,000株

普通株式の自己株式の増減数の主な内訳は、次のとおりであります。

2018年3月28日開催の取締役会決議に基づく取得	261,100株
ESOP信託導入に伴う取得	109,200株
自己株式の消却による減少	870,000株
譲渡制限付株式報酬としての処分	168,000株
ESOP信託による持株会への売却による減少	11,800株

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	14,972	
連結子会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	1,100	
合計			-	-	-	16,072	

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年2月13日 取締役会	普通株式	334,958	9.00	2017年12月31日	2018年3月8日

(注) 2018年2月13日取締役会決議による配当金については、特別配当となります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
現金及び預金	6,694,598千円	4,749,486千円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	- 千円	110,000千円
現金及び現金同等物	6,694,598千円	4,639,486千円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
1年内	474,778千円	492,354千円
1年超	512,585千円	189,072千円
合計	987,363千円	681,426千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は銀行借入及び増資等の最適な方法により調達しております。資金運用については短期的な預金、比較的安全性の高い金融資産等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関して、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減に努めております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての金銭債権は、為替変動のリスクに晒されております。

関係会社株式は、業務上関連性のある企業の株式であります。

営業債務である買掛金、未払法人税等は一年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内規程に従い営業債権について、取引先の状況を定期的に確認し、取引先相手ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスクの管理

外貨建ての金銭債権については、外国為替の市場動向を随時チェックし、市場リスクの低減に努めております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち90%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません((注)2.参照)。

前連結会計年度(2017年12月31日)

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,694,598	6,694,598	-
(2) 受取手形及び売掛金	3,794,363		
貸倒引当金(1)	425		
受取手形及び売掛金(純額)	3,793,937	3,793,937	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	586,593	590,348	3,754
其他有価証券	1,099,664	1,099,664	-
資産計	12,174,794	12,178,549	3,754
(1) 買掛金	2,204,303	2,204,303	-
(2) 未払法人税等	1,789,031	1,789,031	-
負債計	3,993,335	3,993,335	-

(1) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(2018年12月31日)

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,749,486	4,749,486	-
(2) 受取手形及び売掛金	2,392,986		
貸倒引当金(1)	270		
受取手形及び売掛金(純額)	2,392,716	2,392,716	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	574,526	544,923	29,603
其他有価証券	1,528,809	1,528,809	-
資産計	9,245,538	9,215,935	29,603
(1) 買掛金	2,315,204	2,315,204	-
(2) 未払法人税等	617,301	617,301	-
負債計	2,932,506	2,932,506	-

(1) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券及び投資有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負 債

(1) 買掛金 (2) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
(1)投資有価証券(非上場株式)	552	552
(2)関係会社株式	167,690	62,447
(3)その他の関係会社有価証券	496,792	883,000
(4)出資金	8,228	109,061
(5)関係会社出資金	3,500	3,500

これらの科目については、市場価格がなく、時価を算定することが極めて困難であるため、時価開示の対象としておりません。

前連結会計年度において、関係会社株式について90,100千円の減損処理を行っております。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2017年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	6,694,598	-	-	-
受取手形及び売掛金	3,794,363	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(その他)	-	146,900	429,400	-
合計	10,488,962	146,900	429,400	-

当連結会計年度(2018年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,749,486	-	-	-
受取手形及び売掛金	2,392,986	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(その他)	144,300	255,300	166,500	-
合計	7,286,772	255,300	166,500	-

4. 借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「借入金等明細表」に記載のとおりであります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2017年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの	586,593	590,348	3,754
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの	-	-	-
合計	586,593	590,348	3,754

当連結会計年度(2018年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの	-	-	-
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの	574,526	544,923	29,603
合計	574,526	544,923	29,603

2. その他有価証券

前連結会計年度(2017年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	544,733	423,645	121,088
債券	-	-	-
その他	82,153	76,489	5,663
小計	626,887	500,135	126,751
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	472,777	506,153	33,376
小計	472,777	506,153	33,376
合計	1,099,664	1,006,288	93,375

(注) 1. 非上場株式及び出資金については、市場価格がなく、時価を算定することが極めて困難であるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。
2. 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

当連結会計年度(2018年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	497,004	475,690	21,313
債券	-	-	-
その他	78,968	76,489	2,478
小計	575,972	552,180	23,792
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	533,254	639,784	106,530
債券	-	-	-
その他	419,582	506,153	86,570
小計	952,837	1,145,938	193,101
合計	1,528,809	1,698,118	169,309

(注) 1. 非上場株式及び出資金については、市場価格がなく、時価を算定することが極めて困難であるため、上表の「其他有価証券」には含めておりません。
2. 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、関係会社株式について90,100千円の減損処理を行っております。

当連結会計年度において、其他有価証券の株式について211,661千円の減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、時価のある有価証券については、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、回復見込みにつき合理的な反証がない限り減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

また、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下していると判断したものについて減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

該当事項はありません。

3. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
自己新株予約権消却益	94千円	540千円

4. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

第4回新株予約権

区分	当連結会計年度末現在(2018年12月31日)
会社名	提出会社
決議年月日	2008年4月2日
付与対象者の区分及び人数	従業員 55名
株式の種類別のストック・オプションの数	- (注) 1 .
付与日	2009年3月18日
権利確定条件	(注) 2 .
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間(新株予約権の行使期間)	自 2010年4月3日 至 2018年4月2日
新株予約権の数(個)	- (注) 1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	- (注) 1 .
新株予約権の行使時の払込金額(円)	267
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 267 資本組入額 134
新株予約権の行使の条件	(注) 2 .
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において、新株予約権を譲渡してはならないことを定めることができる。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 . 第4回新株予約権は、2018年4月2日をもって行使期間が満了したため、当連結会計年度末時点ですべて失効しており、この有価証券報告書提出日においても変更ありません。

2 . 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役等の役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が新株予約権の割当時において当社の重要な取引先の取締役及び使用人であった場合には、当社への業績寄与が高いと判断することができる場合に権利行使を認められるものとする。
- (3) 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は権利行使する事ができないものとする。
- (4) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (5) その他の権利行使の条件については、当社の株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (6) 前各号の規定にかかわらず、会社法並びにその関連法規等に抵触しない限り、取締役会の承認がある場合は、新株予約権者は新株予約権を行使することができる。

第5回新株予約権

区分	当連結会計年度末現在(2018年12月31日)
会社名	提出会社
決議年月日	2009年11月26日
付与対象者の区分及び人数	取締役 5名 従業員 41名 社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 2 .	普通株式 253,500 [210,000] (注) 3 . 4 . 5 . 6 .

付与日	2010年9月1日
権利確定条件	(注)7.
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間(新株予約権の行使期間)	自2011年11月27日至2019年11月26日
新株予約権の数(個)	169 [140]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 253,500 [210,000] (注)3.4.5.6.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	267 (注)4.5.6.
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 267 資本組入額 134 (注)4.5.6.
新株予約権の行使の条件	(注)7.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において、新株予約権を譲渡してはならないことを定めることができる。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 当連結会計年度末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。当連結会計年度末日からこの有価証券報告書提出日の前月末日現在(2019年2月28日)にかけて変更された事項については、当該提出日の前月末日現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項につき当連結会計年度末日における内容から変更はありません。

2. 株式数に換算して記載しております。
3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,500株であります。
4. 2011年3月30日開催の取締役会決議により、2011年4月21日付で、株式分割(1:300)を行っております。
5. 2012年1月13日開催の取締役会決議により、2012年2月1日付で、株式分割(1:5)を行っております。
6. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行う場合、又は当社が会社分割を行う場合で、当社が必要と認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行う事ができるものとする。

なお、新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとする。

- (1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)を行う場合、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

- (3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

7. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役等の役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が新株予約権の割当時において当社の重要な取引先の取締役及び使用人であった場合には、当社への業績寄与が高いと判断することができる場合に権利行使を認められるものとする。
- (3) 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は権利行使する事ができないものとする。
- (4) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

- (5) その他の権利行使の条件については、当社の株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (6) 前各号の規定にかかわらず、会社法並びにその関連法規等に抵触しない限り、取締役会の承認がある場合は、新株予約権者は新株予約権を行使することができる。

第6回新株予約権

区分	当連結会計年度末現在(2018年12月31日)
会社名	提出会社
決議年月日	2012年7月13日
付与対象者の区分及び人数	従業員 63名
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注)2.	普通株式 26,000 (注)3.4.
付与日	2012年7月31日
権利確定条件	(注)5.
対象勤務期間	自 2012年7月1日 至 2014年7月31日
権利行使期間(新株予約権の行使期間)	自 2014年8月1日 至 2022年7月12日
新株予約権の数(個)	260
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 26,000 (注)3.4.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	536
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 536 資本組入額 268 (注)3.4.7.
新株予約権の行使の条件	(注)5.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6.

(注)1. 当連結会計年度末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。当連結会計年度末日からこの有価証券報告書提出日の前月末日現在(2019年2月28日)にかけて変更された事項はありません。

2. 株式数に換算して記載しております。

3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株であります。

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行う場合、又は当社が会社分割を行う場合で、当社が必要と認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行う事ができるものとする。

なお、新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとする。

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)を行う場合、又は、当社が時価を下回る価格で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

- (3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生

じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

5. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役等の役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は権利行使する事ができないものとする。
6. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、会社分割、株式交換及び株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4. に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記の新株予約権の行使時の払込金額に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
 上記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 下記7. に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
 下記8. に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1に相当する金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合その端数を切り上げる。資本金等増加限度額から資本金増加分を減じた額は、資本準備金に組み入れるものとする。
8. 新株予約権の取得事由及び取得条件
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合)又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部を無償で取得する。
 - (2) 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に定める規定により権利行使の条件を欠くこととなった場合又は新株予約権者が新株予約権を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で取得する。
 - (3) 当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。
9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

KLab Global 新株予約権

区分	当連結会計年度末現在(2018年12月31日)
----	-------------------------

会社名	KLab Global Pte. Ltd.
決議年月日	2015年7月22日
付与対象者の区分及び人数	K G T 2 合同会社
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注)2.	普通株式 12,000
付与日	2015年7月22日
権利確定条件	(注)3.
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間(新株予約権の行使期間)	自 2015年7月22日 至 2030年7月21日

(注)1. 当連結会計年度末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。当連結会計年度末日からこの有価証券報告書提出日の前月末日現在(2019年2月28日)にかけて変更された事項はありません。

2. 株式数に換算して記載しております。

3. 次の各号のいずれかに該当した場合、本新株予約権は直ちに失効するものとする。

- (1) 本新株予約権者が本新株予約権を、移転、譲渡(本新株予約権者の死亡による法定代理人に対するものを除く)、担保提供その他の処分を行い、若しくはこれらを行おうとした場合
- (2) 本新株予約権者が破産したと判決を受け若しくは破産決定を受けた場合、又は債権者と示談若しくはこれに類する行為をした場合
- (3) 委員会が別段の定めをした場合を除いて、理由の如何を問わず、本新株予約権者が取締役を退任し、又はK L a bグループから退職した場合
- (4) 本新株予約権者において、会社の収益に損害を与える重大な不法行為、詐欺、不正行為を行ったと委員会が判断した場合
- (5) 本新株予約権の行使が、適用される法令に違反する場合
- (6) 委員会が、本新株予約権者に付与された本新株予約権を失効させることが、本スキームの目的に照らして適当であると判断した場合

(追加情報)

「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権の状況 スtockオプション制度の内容」に記載すべき事項をStock・オプション等関係注記に集約して記載しております。

(2) Stock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2018年12月期)において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

Stock・オプションの数

会社名	提出会社	同左	同左
名称	2008年4月2日株主総会 第4回 新株予約権	2009年11月26日株主総会 第5回 新株予約権	2012年7月13日取締役会 第6回 新株予約権
権利確定前 (株)		-	-
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	4,500	340,500	31,000
権利確定	-	-	-
権利行使	3,000	87,000	4,000
失効	1,500	-	1,000
未行使残	-	253,500	26,000

(注) 2011年4月21日において、1株を300株とする株式分割を、2012年2月1日において、1株を5株とする株式分割を実施しているため、分割後の株式数によって記載しております。

会社名	KLab Global Pte. Ltd.
名称	2015年7月22日取締役会 新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	15,000
権利確定	-
権利行使	-
失効	3,000
未行使残	12,000

単価情報

会社名	提出会社	同左	同左
名称	2008年4月2日株主総会 第4回 新株予約権 (注) 1.	2009年11月26日株主総会 第5回 新株予約権 (注) 1.	2012年7月13日取締役会 第6回 新株予約権
権利行使価格 (円)	267	267	536
行使時平均株価 (円)	1,720	989	1,696
付与日における 公正な評価単価 (円)			241.00

(注) 1. 2011年4月21日において、1株を300株とする株式分割を、2012年2月1日において、1株を5株とする株式分割を実施しているため、ストック・オプションの権利行使価格は分割後の数字によっております。

2. 「公正な評価単価」については、ストック・オプションが会社法施行日前に付与されたものは記載していません。

会社名	KLab Global Pte. Ltd.
名称	2015年7月22日取締役会 新株予約権
権利行使価格 (SGD)	1.09
行使時平均株価 (SGD)	-
付与日における 公正な評価単価 (SGD)	1.01

5. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項ありません。

6. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

7. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	142,974千円
(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	67,174千円

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

第12回新株予約権

区分	当連結会計年度末現在(2018年12月31日)
会社名	提出会社
決議年月日	2014年3月7日
付与対象者の区分及び人数	取締役 10名 従業員 350名
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注)3.	普通株式 102,800 [102,300] (注)4.
付与日	2014年4月25日
権利確定条件	(注)6.
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間(新株予約権の行使期間)	自 2014年4月26日 至 2026年4月25日
新株予約権の数(個)	1,028 [1,023]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 102,800 [102,300] (注)4.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	671 (注)4.
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 671 資本組入額 336 (注)4.5.
新株予約権の行使の条件	(注)6.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7.

(注)1. 当連結会計年度末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。当連結会計年度末日からこの有価証券報告書提出日の前月末日現在(2019年2月28日)にかけて変更された事項については、当該提出日の前月末日現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項につき当連結会計年度末日における内容から変更はありません。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」といいます。)は、100株であります。また、新株予約権は有償にて発行されており、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額は、新株予約権1個当たり537円であります。

3. 株式数に換算して記載しております。

4. 当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使され

ていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併を行う場合、当社が会社分割、又は当社が資本金の額の減少を行う場合で、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から、当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1に相当する金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合その端数を切り上げる。資本金等増加限度額から資本金増加分を減じた額は、資本準備金に組み入れるものとする。

6. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2014年12月期の事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結貸借対照表及び連結損益計算書において、連結売上高及び有利子負債残高が次のに掲げる条件を満している場合に、割当てを受けた新株予約権のうち次のに掲げる割合を限度として新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき勘定科目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

2014年12月期の連結貸借対照表上の有利子負債残高が金20億円以下であり、かつ連結売上高が金186億円以上である場合

新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の2分の1までを2015年4月26日から2026年4月25日までの期間に行使ことができ、2016年4月26日から2026年4月25日までの期間にすべてを行使することができる。

- (2) 新株予約権者は、権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役等の役員又は使用人、当社子会社の取締役、監査役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (3) 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。
- (4) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、新株予約権を行使することができない。

新株予約権者が禁錮刑以上の刑に処せられた場合

新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役、監査役等の役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合（ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

新株予約権者が法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

新株予約権者が就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

新株予約権者が役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

- (5) 新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
7. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記6.に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、上記6.に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第14回新株予約権

区分	当連結会計年度末現在(2018年12月31日)
会社名	提出会社
決議年月日	2016年3月4日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社監査役1名 当社従業員189名
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注)3.	普通株式 199,500 [197,700] (注)4.
付与日	2016年3月25日
権利確定条件	(注)7.
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間(新株予約権の行使期間)	自2017年4月1日 至2020年3月31日
新株予約権の数(個)	1,995 [1,977]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 199,500 [197,700] (注)4.

新株予約権の行使時の払込金額(円)	531 (注) 5 .
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 531 資本組入額 266 (注) 5 . 6 .
新株予約権の行使の条件	(注) 7 .
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 8 .

(注) 1 . 当連結会計年度末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。当連結会計年度末日からこの有価証券報告書提出日の前月末日現在(2019年2月28日)にかけて変更された事項については、当該提出日の前月末日現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項につき当連結会計年度末日における内容から変更はありません。

- 2 . 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」といいます。)は、100株であります。また、新株予約権は有償にて発行されており、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額は、新株予約権 1 個当たり400円であります。
- 3 . 株式数に換算して記載しております。
- 4 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
また、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併を行う場合、当社が株式分割、又は当社が資本金の額の減少を行う場合で、当社が必要と認めた場合、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。
- 5 . 当社が、新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は、自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

当社が、新株予約権の割当日後、資本金の額の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の額の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 6 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 に相当する金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合その端数を切り上げる。資本金等増加限度額から資本金増加分を減じた額は、資本準備金に組み入れるものとする。
- 7 . 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
 - (1) 新株予約権者は、2016年12月期の事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結貸借対照表及び連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は貸借対照表及び損益計算書)において、2016年12月期の本邦以外の外部顧客に対する売上高が28億円以上である場合に、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき収益認識の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 - (2) 本新株予約権者は、権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役、監査役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
 - (3) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

- (4) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会が別段の取扱いを定めた場合には、この限りではない。
- 本新株予約権者が禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - 本新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役、監査役等の役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合（ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 - 本新株予約権者が法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - 本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - 本新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - 本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - 本新株予約権者が就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - 本新株予約権者が役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
8. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4. に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記5. に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) その他新株予約権の行使の条件
上記7. に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の取得事由及び条件
下記9. に準じて決定する。
 - (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記6. に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
9. 新株予約権の取得事由及び取得条件
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合（株主総会決議が不要の場合には当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部を無償で取得する。
 - (2) 当社は、新株予約権者が上記7. に定める規定により権利行使の条件を欠くこととなった場合又は新株予約権者が新株予約権を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で取得する。
 - (3) 当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

第15回新株予約権

区分	当連結会計年度末現在(2018年12月31日)
会社名	提出会社
決議年月日	2016年3月7日
付与対象者の区分及び人数	楽天信託株式会社 (注) 3 .
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注) 4 .	普通株式 470,300 [467,100] (注) 5 .
付与日	2016年3月31日
権利確定条件	(注) 8 .
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間(新株予約権の行使期間)	自 2018年5月1日 至 2021年4月30日
新株予約権の数(個)	4,703 [4,671]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 470,300 [467,100] (注) 5 .
新株予約権の行使時の払込金額(円)	604 (注) 6 .
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 604 資本組入額 302 (注) 6 . 7 .
新株予約権の行使の条件	(注) 8 .
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9 .

(注) 1 . 当連結会計年度末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。当連結会計年度末日からこの有価証券報告書提出日の前月末日現在(2019年2月28日)にかけて変更された事項については、当該提出日の前月末日現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項につき当連結会計年度末日における内容から変更はありません。

- 2 . 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」といいます。)は、100株であります。また、新株予約権は有償にて発行されており、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額は、新株予約権 1 個当たり500円であります。
- 3 . 本新株予約権は、楽天信託株式会社を受託者とする信託に割当てられ、信託期間日の翌日である2018年5月1日付で、当該時点の取締役及び従業員に交付されております。
- 4 . 株式数に換算して記載しております。
- 5 . 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

- 6 . 当社が、本新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
8. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
- (1) 本新株予約権者は、2016年12月期の事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結貸借対照表及び連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は貸借対照表及び損益計算書）において、2016年12月期の本邦以外の外部顧客に対する売上高が28億円以上である場合に限り、本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき収益認識の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
 - (2) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
 - (3) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
 - (4) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会が別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。
 - 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合（ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 - 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
 - (5) 各本新株予約権の一部行使はできない。
9. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の本新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記5. に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄及び6. に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」欄に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」欄に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) その他新株予約権の行使の条件
上記8. に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の取得事由及び条件
下記10. に準じて決定する。
 - (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記7. に準じて決定する。
(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

10. 新株予約権の取得事由及び取得条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。
(2) 当社は、本新株予約権者が上記8. に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
(3) 当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

第16回新株予約権

区分	当連結会計年度末現在(2018年12月31日)
会社名	提出会社
決議年月日	2016年3月7日
付与対象者の区分及び人数	楽天信託株式会社 (注) 3 .
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注) 4 .	普通株式 500,000 (注) 5 .
付与日	2016年3月31日
権利確定条件	(注) 8 .
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間(新株予約権の行使期間)	自 2019年5月1日 至 2022年4月30日
新株予約権の数(個)	5,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 500,000 (注) 5 .
新株予約権の行使時の払込金額(円)	604 (注) 6 .
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 604 資本組入額 302 (注) 6 . 7 .
新株予約権の行使の条件	(注) 8 .
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9 .

(注) 1. 当連結会計年度末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。当連結会計年度末日からこの有価証券報告書提出日の前月末日現在(2019年2月28日)にかけて変更された事項はありません。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」といいます。)は、100株であります。また、新株予約権は有償にて発行されており、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額は、新株予約権1個当たり500円であります。
3. 本新株予約権は、楽天信託株式会社を受託者とする信託に割当てられ、信託期間満了後に、当該時点の取締役及び従業員に交付されます。
4. 株式数に換算して記載しております。
5. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

6. 当社が、本新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権者は、2016年12月期の事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結貸借対照表及び連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は貸借対照表及び損益計算書）において、2016年12月期の本邦以外の外部顧客に対する売上が28億円以上である場合に限り、本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき収益認識の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (3) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会が別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。

禁錮刑以上の刑に処せられた場合

当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合（ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

- (5) 各本新株予約権の一部行使はできない。

9. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の本新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記5. に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄及び6. に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」欄に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再

編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」欄に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) その他新株予約権の行使の条件
上記8. に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の取得事由及び条件
下記10. に準じて決定する。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記7. に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

10. 新株予約権の取得事由及び取得条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。
- (2) 当社は、本新株予約権者が上記8. に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

第17回新株予約権

区分	当連結会計年度末現在(2018年12月31日)
会社名	提出会社
決議年月日	2016年3月7日
付与対象者の区分及び人数	楽天信託株式会社 (注) 3 .
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注) 4 .	普通株式 500,000 (注) 5 .
付与日	2016年3月31日
権利確定条件	(注) 8 .
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間(新株予約権の行使期間)	自 2020年5月1日 至 2023年4月30日
新株予約権の数(個)	5,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 500,000 (注) 5 .
新株予約権の行使時の払込金額(円)	604 (注) 6 .
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 604 資本組入額 302 (注) 6 . 7 .
新株予約権の行使の条件	(注) 8 .
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9 .

(注) 1 . 当連結会計年度末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。当連結会計年度末日からこの有価証券報告書提出日の前月末日現在(2019年2月28日)にかけて変更された事項はありません。

- 2 . 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」といいます。)は、100株であります。また、新株予約権は有償にて発行されており、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額は、新株予約権1個当たり500円であります。
- 3 . 本新株予約権は、楽天信託株式会社を受託者とする信託に割当てられ、信託期間満了後に、当該時点の取締役及び従業員に交付されます。
- 4 . 株式数に換算して記載しております。

5. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

6. 当社が、本新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
8. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権者は、2016年12月期の事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結貸借対照表及び連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は貸借対照表及び損益計算書）において、2016年12月期の本邦以外の外部顧客に対する売上が28億円以上である場合に限り、本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき収益認識の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (3) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会が別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。

禁錮刑以上の刑に処せられた場合

当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合（ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

- (5) 各本新株予約権の一部行使はできない。
9. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の本新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記5. に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄及び6. に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」欄に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」欄に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) その他新株予約権の行使の条件
上記8. に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の取得事由及び条件
下記10. に準じて決定する。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記7. に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

10. 新株予約権の取得事由及び取得条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもち、本新株予約権の全部を無償で取得する。
- (2) 当社は、本新株予約権者が上記8. に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもち、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動

当連結会計年度(2018年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	同左	同左
名称	2014年3月7日取締役会 第12回 新株予約権	2016年3月4日取締役会 第14回 新株予約権	2016年3月7日取締役会 第15回 新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	500,000
付与	-	-	-
失効	-	-	900
権利確定	-	-	499,100
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	111,000	358,500	-
権利確定	-	-	499,100
権利行使	5,200	152,700	26,700
失効	3,000	6,300	2,100
未行使残	102,800	199,500	470,300

会社名	提出会社	同左
名称	2016年3月7日取締役会 第16回 新株予約権	2016年3月7日取締役会 第17回 新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	500,000	500,000

付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	500,000	500,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

会社名	提出会社	同左	同左
名称	2014年3月7日取締役会 第12回 新株予約権	2016年3月4日取締役会 第14回 新株予約権	2016年3月7日取締役会 第15回 新株予約権
権利行使価格 (円)	671	531	604
行使時平均株価 (円)	1,537	1,653	1566
付与日における 公正な評価単価 (円)	5.37	4.00	5.00

会社名	提出会社	同左
名称	2016年3月7日取締役会 第16回 新株予約権	2016年3月7日取締役会第 17回 新株予約権
権利行使価格 (円)	604	604
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	5.00	5.00

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。

新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理します。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税否認額	98,681千円	42,539千円
未払事業所税否認額	2,812千円	3,361千円
貸倒引当金否認額	79,688千円	77千円
賞与引当金否認額	30,543千円	36,855千円
賞与引当金社会保険料否認額	4,066千円	5,032千円
前受金益金算入	209,702千円	256,727千円
その他	5,913千円	4,268千円
評価性引当額	79,567千円	- 千円
繰延税金資産(流動)計	351,841千円	348,862千円
繰延税金資産(固定)		
減価償却超過額	145,655千円	271,310千円
貸倒引当金否認額	1,822千円	78,948千円
資産除去債務	11,717千円	13,818千円
投資有価証券評価損否認額	76,699千円	38,488千円
その他有価証券評価差額金	- 千円	33,544千円
減損損失	- 千円	54,534千円
繰越欠損金	547,341千円	310,945千円
その他	18,367千円	21,948千円
評価性引当額	628,144千円	499,740千円
繰延税金資産(固定)計	173,460千円	323,798千円
繰延税金負債(固定)		
その他有価証券評価差額金	58,167千円	- 千円
繰延税金負債(固定)計	58,167千円	- 千円
繰延税金資産(固定)と 繰延税金負債(固定)の純額	115,293千円	323,798千円
繰延税金資産の純額	467,135千円	672,660千円

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	351,841千円	348,862千円
固定資産 - 繰延税金資産	115,293千円	323,798千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
法定実効税率	30.86%	30.86%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.13%	0.27%
住民税均等割等	0.20%	0.30%
関係会社債権放棄損	-	5.60%
評価性引当額の増減	2.83%	2.27%
外国税額控除	1.72%	2.56%
海外子会社との適用税率差異	0.03%	0.11%
その他	0.93%	1.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.78%	36.39%

(資産除去債務関係)

前連結会計年度末(2017年12月31日)及び当連結会計年度末(2018年12月31日)

当社グループは、事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、サービス提供別のセグメントから構成されており、モバイルオンラインゲームを提供する「ゲーム事業」のみを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

事業セグメントの利益は売上総利益ベースの数値であります。セグメント間の売上高は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結損益計算書 計上額 (注) 3
	ゲーム事業				
売上高					
外部顧客への売上高	26,602,289	175,313	26,777,603	-	26,777,603
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	666	666	666	-
計	26,602,289	175,980	26,778,270	666	26,777,603
セグメント利益	9,503,857	62,212	9,566,069	666	9,565,403
その他の項目					
減価償却費	586,976	3,117	590,094	-	590,094

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、イベント事業・リサーチ&コンサルティング事業・その他事業を含んでおります。
2. セグメント利益の調整額 666千円は、セグメント間取引消去であります。
3. セグメント利益は、連結損益計算書の売上総利益と調整を行っております。
4. セグメント資産、負債の金額は経営資源の配分の決定及び業績を評価するための定期的な検討の対象となっていないため、記載しておりません。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結損益計算書 計上額 (注) 3
	ゲーム事業				
売上高					
外部顧客への売上高	32,371,012	302,725	32,673,737	-	32,673,737
セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,520	-	5,520	5,520	-
計	32,376,532	302,725	32,679,258	5,520	32,673,737
セグメント利益	10,441,484	107,089	10,548,573	565	10,549,139
その他の項目					
減価償却費	966,909	3,696	970,605	-	970,605

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、リサーチ&コンサルティング事業・その他事業を含んでおります。
2. セグメント利益の調整額565千円は、セグメント間取引消去であります。
3. セグメント利益は、連結損益計算書の売上総利益と調整を行っております。
4. セグメント資産、負債の金額は経営資源の配分の決定及び業績を評価するための定期的な検討の対象となっていないため、記載しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	その他の国又は地域 (注) 2	合計
21,779,777	4,997,826	26,777,603

- (注) 1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。
2. 当社グループはネットワーク上でプラットフォームを通じて外部顧客へ販売を行っていることから、日本以外の個別の販売先の把握が困難であるため、その他の国又は地域として記載しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Apple Inc.	14,126,132	ゲーム事業
Google Inc.	9,628,116	ゲーム事業

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	その他の国又は地域 (注)2	合計
21,167,355	11,506,382	32,673,737

(注) 1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. 当社グループはネットワーク上でプラットフォームを通じて外部顧客へ販売を行っていることから、日本以外の個別の販売先の把握が困難であるため、その他の国又は地域として記載しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Apple Inc.	18,031,041	ゲーム事業
Google Inc.	11,625,122	ゲーム事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント	その他	合計
	ゲーム事業		
減損損失	178,101	-	178,101

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント	その他	合計
	ゲーム事業		
当期償却額	1,710	44,580	46,290
当期末残高	-	847,025	847,025

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント	その他	合計
	ゲーム事業		
当期償却額	-	89,160	89,160
当期末残高	-	757,864	757,864

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	真田 哲弥	-	-	当社 代表取締役	(被所有) 直接11.37	-	ストック・ オプション の権利行使	55,510	-	-
役員	五十嵐 洋介	-	-	当社 取締役	(被所有) 直接0.32	-	ストック・ オプション の権利行使	21,760	-	-
役員	高田 和幸	-	-	当社 取締役	(被所有) 直接0.11	-	ストック・ オプション の権利行使	19,443	-	-

(注) スtock・オプションの権利行使は、権利付与時の契約によっております。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	真田 哲弥	-	-	当社 代表取締役	(被所有) 直接11.10	-	ストック・オプ ションの権利行 使(注)1	31,891	-	-
							金銭報酬債権の 現物出資に伴う 自己株式の処分 (注)2	16,830	-	-
役員	五十嵐 洋介	-	-	当社 代表取締役	(被所有) 直接0.34	-	ストック・オプ ションの権利行 使(注)1	11,614	-	-
							金銭報酬債権の 現物出資に伴う 自己株式の処分 (注)2	141,372	-	-

役員	森田 英克	-	-	当社取締役	(被所有)直接0.37	-	ストック・オプションの権利行使(注)1	25,626	-	-
							金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分(注)2	70,686	-	-
役員	高田 和幸	-	-	当社取締役	(被所有)直接0.19	-	ストック・オプションの権利行使(注)1	17,551	-	-
							金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分(注)2	53,856	-	-

(注)1. スtock・オプションの権利行使は、権利付与時の契約によっております。

2. 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり純資産額	337.21円	387.36円
1株当たり当期純利益	84.89円	69.03円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	81.34円	66.59円

(注)1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	3,127,450	2,570,002
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	3,127,450	2,570,002
普通株式の期中平均株式数(株)	36,841,200	37,227,934
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,607,541	1,367,237
(うち新株予約権)(株)	(1,607,541)	(1,367,237)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類 (新株予約権15,000個、目的となる株式数15,000株) なお、新株予約権の概要は「第5 経理の状況 スtock・オプション等関係」に記載のとおりであります。	新株予約権1種類 (新株予約権12,000個、目的となる株式数12,000株) なお、新株予約権の概要は「第5 経理の状況 スtock・オプション等関係」に記載のとおりであります。

2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前連結会計年度135,055株、当連結会計年度30,442株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度は該当ありません。当連結会計年度は97,400株であります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	3,212	2,568	9.95	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	103,483	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	5,341	2,837	10.03	2020年
其他有利子負債	-	-	-	-
合計	8,553	108,888	-	-

- (注) 1. 平均利率については、リース債務残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. 長期借入金は従業員持株会信託型ESOPに係るものであり、分割返済日ごとの返済金額の定めがありませんので、返済期限および連結決算日後5年間の返済予定額については記載を省略しております。また、利息については、支払利息として計上されないため、平均利率の記載を省略しております。
 3. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	2,837	-	-	-

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	7,927,068	15,986,481	24,936,298	32,673,737
税金等調整前 四半期(当期)純利益 (千円)	1,229,068	2,593,803	4,109,565	4,039,935
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	805,588	1,713,882	2,629,362	2,570,002
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	21.64	46.02	70.60	69.03

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益又は 1株当たり 四半期純損失() (円)	21.64	24.38	24.58	1.60

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,023,687	1 4,280,549
売掛金	3,751,110	2 2,478,779
繰延税金資産	351,841	348,862
前払費用	447,318	858,887
有価証券	-	144,435
その他	2 925,094	2 1,049,364
貸倒引当金	258,226	253
流動資産合計	11,240,826	9,160,625
固定資産		
有形固定資産		
建物	111,964	135,422
工具、器具及び備品	178,317	233,594
リース資産	8,380	5,330
有形固定資産合計	298,663	374,347
無形固定資産		
ソフトウェア	1,192,791	521,177
ソフトウェア仮勘定	1,436,885	3,816,199
その他	672	672
無形固定資産合計	2,630,349	4,338,049
投資その他の資産		
投資有価証券	1,686,810	1,959,453
関係会社株式	1,152,298	1,037,298
その他の関係会社有価証券	496,792	883,000
関係会社出資金	3,500	3,500
長期貸付金	2 2,570,913	2 2,031,000
繰延税金資産	115,293	323,798
出資金	8,228	109,061
その他	509,672	1,023,714
貸倒引当金	2,526,866	2,031,295
投資その他の資産合計	4,016,641	5,339,530
固定資産合計	6,945,654	10,051,926
資産合計	18,186,480	19,212,552

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2 2,246,695	2 2,645,624
未払金	796,274	480,669
未払費用	32,550	16,645
未払法人税等	1,772,693	603,762
前受金	979,529	912,229
預り金	60,747	97,617
賞与引当金	98,973	120,364
リース債務	3,212	2,568
その他	1,524	19,862
流動負債合計	5,992,201	4,899,345
固定負債		
長期借入金	-	1 103,483
リース債務	5,341	2,837
固定負債合計	5,341	106,320
負債合計	5,997,542	5,005,665
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,656,225	4,720,530
資本剰余金		
資本準備金	4,351,980	4,416,285
その他資本剰余金	-	166,152
資本剰余金合計	4,351,980	4,582,437
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,773,670	5,584,960
利益剰余金合計	3,773,670	5,584,960
自己株式	741,736	620,008
株主資本合計	12,040,139	14,267,920
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	131,797	76,005
評価・換算差額等合計	131,797	76,005
新株予約権	17,001	14,972
純資産合計	12,188,938	14,206,886
負債純資産合計	18,186,480	19,212,552

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
売上高	26,627,855	32,395,866
売上原価	1 17,149,933	1 21,982,842
売上総利益	9,477,922	10,413,023
販売費及び一般管理費	1, 2 4,530,690	1, 2 5,384,865
営業利益	4,947,231	5,028,158
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 64,085	58,994
為替差益	166,544	57,649
その他	1 29,989	1 61,623
営業外収益合計	260,619	178,267
営業外費用		
支払利息	682	675
投資事業組合運用損	89,542	19,712
貸倒引当金繰入額	257,834	-
貸倒損失	-	19,377
その他	8,809	2,032
営業外費用合計	356,869	41,797
経常利益	4,850,981	5,164,628
特別利益		
固定資産売却益	37,559	-
その他	94	292
特別利益合計	37,653	292
特別損失		
減損損失	-	178,101
固定資産除却損	17,685	568,840
投資有価証券評価損	-	211,661
関係会社株式評価損	90,100	-
貸倒引当金繰入額	217,056	-
特別損失合計	324,842	958,603
税引前当期純利益	4,563,792	4,206,317
法人税、住民税及び事業税	1,852,623	1,570,973
法人税等調整額	203,856	113,814
法人税等合計	1,648,766	1,457,158
当期純利益	2,915,026	2,749,159

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)		当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	-	-	-	-
労務費		2,482,446	12.7	3,030,731	11.8
経費		17,084,261	87.3	22,702,075	88.2
当期総製造費用		19,566,707	100.0	25,732,807	100.0
期首仕掛品たな卸高		-		-	
合計		19,566,707		25,732,807	
期末仕掛品たな卸高		-		-	
他勘定振替高	2	2,416,774		3,749,965	
当期売上原価		17,149,933		21,982,842	

1. 経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
支払手数料	7,513,192千円	9,248,262千円
ライセンス使用料	5,426,370千円	6,475,354千円
外注費	2,559,347千円	4,849,059千円

2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
ソフトウェア仮勘定	2,184,837千円	3,592,741千円
研究開発費	164,130千円	72,171千円
広告宣伝費	63,155千円	79,257千円
その他	4,651千円	5,794千円
合計	2,416,774千円	3,749,965千円

3. 原価計算の方法

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	4,572,322	4,268,078	4,268,078	858,644	858,644
当期変動額					
新株の発行	83,902	83,902	83,902		
剰余金の配当					
当期純利益				2,915,026	2,915,026
自己株式の取得					
自己株式の処分					
自己株式の消却					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	83,902	83,902	83,902	2,915,026	2,915,026
当期末残高	4,656,225	4,351,980	4,351,980	3,773,670	3,773,670

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	836,477	8,862,568	16,463	16,463	18,852	8,864,957
当期変動額						
新株の発行		167,804				167,804
剰余金の配当						
当期純利益		2,915,026				2,915,026
自己株式の取得						
自己株式の処分	94,740	94,740				94,740
自己株式の消却						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			148,260	148,260	1,851	146,409
当期変動額合計	94,740	3,177,571	148,260	148,260	1,851	3,323,980
当期末残高	741,736	12,040,139	131,797	131,797	17,001	12,188,938

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	4,656,225	4,351,980		4,351,980	3,773,670	3,773,670
当期変動額						
新株の発行	64,304	64,304		64,304		
剰余金の配当					334,958	334,958
当期純利益					2,749,159	2,749,159
自己株式の取得						
自己株式の処分			166,152	166,152		
自己株式の消却					602,910	602,910
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	64,304	64,304	166,152	230,456	1,811,290	1,811,290
当期末残高	4,720,530	4,416,285	166,152	4,582,437	5,584,960	5,584,960

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	741,736	12,040,139	131,797	131,797	17,001	12,188,938
当期変動額						
新株の発行		128,609				128,609
剰余金の配当		334,958				334,958
当期純利益		2,749,159				2,749,159
自己株式の取得	609,630	609,630				609,630
自己株式の処分	128,448	294,600				294,600
自己株式の消却	602,910					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			207,802	207,802	2,029	209,832
当期変動額合計	121,727	2,227,780	207,802	207,802	2,029	2,017,948
当期末残高	620,008	14,267,920	76,005	76,005	14,972	14,206,886

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

2007年3月31日以前に取得したものについては旧定率法を、2007年4月1日以降に取得したものについては定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～15年

工具、器具及び備品 4～6年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(2年又は5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当期に帰属する部分の金額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「従業員に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 2005年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(追加情報)

従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
現金及び預金 (定期預金)	- 千円	110,000千円
	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
長期借入金	- 千円	103,483千円

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
売掛金	- 千円	140,522千円
短期貸付金	212,086千円	- 千円
その他の流動資産	32,473千円	3,841千円
長期貸付金	2,570,913千円	2,000,000千円
買掛金	66,996千円	355,566千円

3 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高等は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
当座貸越極度額	3,600,000千円	3,600,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	3,600,000千円	3,600,000千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
営業取引(支出分)	630,423千円	801,214千円
営業取引以外の取引(収入分)	24,996千円	11,936千円

2. 販売費及び一般管理費のうち、販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度45%、当事業年度49%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度55%、当事業年度51%であります。

主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
給料手当及び賞与	614,138千円	703,252千円
減価償却費	19,614千円	25,972千円
貸倒引当金繰入額	195千円	137千円
賞与引当金繰入額	23,657千円	27,185千円
広告宣伝費	2,040,436千円	2,622,465千円

(有価証券関係)

子会社株式、関連会社株式及びその他の関係会社有価証券等は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式、関連会社株式及びその他の関係会社有価証券等の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
子会社株式	1,127,298	1,012,298
関連会社株式	25,000	25,000
その他の関係会社有価証券	496,792	883,000
関係会社出資金	3,500	3,500
計	1,652,590	1,923,798

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生別の内訳

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税否認額	98,681千円	42,539千円
未払事業所税否認額	2,812千円	3,361千円
貸倒引当金否認額	79,688千円	77千円
賞与引当金否認額	30,543千円	36,855千円
賞与引当金社会保険料否認額	4,066千円	5,032千円
前受金益金算入	209,702千円	256,727千円
関係会社整理損否認額	5,913千円	-千円
その他	-千円	4,268千円
評価性引当額	79,567千円	-千円
繰延税金資産(流動)計	351,841千円	348,862千円

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産(固定)		
減価償却超過額	145,655千円	271,310千円
貸倒引当金否認額	773,726千円	621,982千円
資産除去債務	11,717千円	13,818千円
投資有価証券評価損否認額	4,439千円	4,439千円
関係会社株式評価損否認額	192,319千円	48,354千円
その他有価証券評価差額金	- 千円	33,544千円
減損損失	- 千円	54,534千円
その他	18,367千円	42,218千円
評価性引当額	972,765千円	766,403千円
繰延税金資産(固定)計	173,460千円	323,798千円
繰延税金負債(固定)		
その他有価証券評価差額金	58,167千円	- 千円
繰延税金負債(固定)計	58,167千円	- 千円
繰延税金資産(固定)と 繰延税金負債(固定)の純額	115,293千円	323,798千円
繰延税金資産の純額	467,135千円	672,660千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
法定実効税率	30.86%	30.86%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.14%	0.26%
住民税均等割等	0.21%	0.29%
関係会社債権放棄損	- %	5.38%
評価性引当額の増減	3.35%	4.04%
外国税額控除	1.81%	2.46%
試験研究費等の税額控除	0.25%	0.10%
その他	0.01%	0.47%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.13%	34.64%

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	254,496	39,453	1,652	15,996	292,298	156,875
	工具、器具及び備品	418,651	144,924	31,961	89,521	531,615	298,020
	リース資産	13,399	-	-	3,049	13,399	8,068
	計	686,547	184,378	33,613	108,567	837,312	462,964
無形固定資産	ソフトウェア	2,995,379	381,049	237,229 (178,101)	874,292	3,139,198	2,618,021
	ソフトウェア仮勘定	1,436,885	3,314,501	935,187	-	3,816,199	-
	その他	672	-	-	-	672	-
	計	4,432,936	3,695,550	1,172,417 (178,101)	874,292	6,956,070	2,618,021

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア ソフトウェア仮勘定からの振替 366,743千円
ソフトウェア仮勘定 ゲームアプリ開発費用等 3,314,501千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定 ソフトウェアへの振替 366,743千円
除却による減少 568,444千円

3. 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得価額で記載しております。

4. 「当期減少額」の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	2,785,092	253	753,797	2,031,549
賞与引当金	98,973	120,364	98,973	120,364

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載を行います。 公告掲載URLは次のとおりであります。 公告掲載URL http://www.klab.com/jp/
株主に対する特典	毎年12月末時点で、500株（5単元）以上の当社株式を6ヶ月以上継続して保有されている株主様を対象とし、保有株式数・保有期間に応じて、当社が提供しております人気ゲームタイトルをデザインしましたオリジナルクオカードをランダムで2枚～5枚進呈いたします。

(注) 当社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第18期(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日) 2018年3月26日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年3月26日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第19期第1四半期(自 2018年1月1日 至 2018年3月31日) 2018年5月10日関東財務局長に提出。

第19期第2四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) 2018年8月8日関東財務局長に提出。

第19期第3四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日) 2018年11月8日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2018年3月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生)の規定に基づく臨時報告書

2019年2月13日関東財務局長に提出。

(5) 自己株券買付状況報告書

2018年4月13日、2018年5月10日関東財務局長に提出。

(6) 有価証券届出書及びその添付書類

譲渡制限付株式の割当に係る有価証券届出書 2018年3月28日関東財務局長に提出。

(7) 有価証券届出書の訂正届出書

訂正届出書(上記(6)の有価証券届出書の訂正届出書) 2018年4月6日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年3月22日

K L a b株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	由 良 知 久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根 本 知 香

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているK L a b株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、K L a b株式会社及び連結子会社の2018年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、K L a b株式会社の2018年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、K L a b株式会社が2018年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年3月22日

K L a b株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	由 良 知 久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根 本 知 香

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているK L a b株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、K L a b株式会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。